

# フランス会社法 (15)

—第 284 条～第 339 条—

早稲田大学フランス商法研究会

大野實雄

金澤 理

中村真澄

福井 守

奥島孝康

井上治行

荒木正孝

## 第 3 節 社 債

### SECTION III

#### Obligations

##### 〔前 註〕

1. 社債立法の経過 フランスの会社が資金調達の方法として社債の発行を始めたのは、19世紀の後半からであり、鉄道経営の各社やフランス不動産銀行 (Crédit foncier de France) が社債を発行して巨額の資金を調達した。立法当局がなんらの手を打たぬ間に、各社が契約自由の原則に基いて社債発行権を得、社債券を発行したが、これを禁止する法律はもちろん存在しなかった。社債は一体として一個の債権であるために (unité de l'emprunt)、各社債権者を結び付ける絆としての社債権者集団が結成されるに至って、学説も活発になり、立法当局も、社債権者が軽率な投資をして不利益をうけることのないように適切な立法を講ずる必要に迫られ、最初に制定されたのが1907年1月30日の法律であった。その後、社債権者の保護に関する1935年10月30日の法律 (décret-loi) が制定され、同法の規定の多くが新会社法に受け継がれた (以上の叙述は、Ripert par Roblot, Droit Commercial, tome I, 8<sup>e</sup> éd., 1974, p. 824 et s. に依る)。

2. 社債の発行権 社債の発行を認められる会社は、株式会社、株式合資会社および株式会社数社で結成され法人格を有する経済的利益団体 (groupement d'intérêt économique) の三者である。発行権はいずれも株主総会に在る (法286条)。

3. 新株引受権付社債 (obligations avec bons de souscription d'actions) 1983年1月3日の法律第83—1号をもって、第194—1条から第194—11条までの11

## 社 債

カ条によって新設され、転換社債に関する規定の前に置かれた。分離型を採用しており、発行契約に別段の定めがないかぎり、新株引受権証券は社債券と分離して流通する方式を採用している（法194—1条4項）。転換社債、交換社債と同様に、増資のところに規定されていて、社債法（法284条以下）のところには入っていないので、ここで解説することは差控える。

**4. 転換社債および交換社債** 転換社債や交換社債に関する規定は、増資のところ（法178条以下）に入っており、社債に関する条文は、株式と共に、会社が発行する有価証券（valeurs mobilières）の章（法263条以下）に入っていることはフランス法上、株主の新株引受権が法定されていることから考えれば（法183条1項）、当然の立法である。転換請求により、社債変じて株式になるということは、新株引受権を有する株主の引受権放棄を前提とする制度だからである。転換社債は資金調達の手段ではあるが、資金を提供した社債権者は、転換請求によって株主となり、単なる資金提供者ではなく、企業参加、場合によっては企業支配の一端を荷うことにもなりかねない。

**5. 社債権者団体** 社債が発行されると、同一の回の社債券所持人は、法律上当然に社債権者団体を組織するものとされ、かつ、この団体には私法上の法人格（*personnalité civile*）が認められる（法293条1項）。この団体は、社債権者の総会を開催して、1人ないし3人の自然人または法人を代表者として選出する（法294条、295条）。この代表者には、取締役会等と同様に、社債権者の総会の招集権があり（法305条1項）、総会はこの団体の議決機関であり（法312条、313条）、かつ、会社内の機関であって、株主総会に関する若干の規定が準用されている（法314条）。なお、この団体は、社債が全部償還されたときに消滅するが、社債権者の権利が残存するかぎりには消滅しない（*Ripert par Roblot, tome I, 8<sup>e</sup> éd., p. 847*）。

**6. 社債総額** 日本のような制限（日商297条）はなく、また、総額の引受を必ずしも要件とはしていない（法327条の解説参照）。

**7. 社債の担保** 信託制度のないフランスでは、社債発行前の担保設定だけでなく、社債権発生後に担保を設定することもできる（法329条）。

**8. 起債会社の清算整理または更生整理の場合** 社債権者団体の代表者が

起債会社を代表し（法 331 条）、諸手続が進められる。詳細は法第331条ないし法第 338 条の解説参照。

9. 社債発行の法的性質 社債が消費貸借か債券の売買かといったような議論はほとんど見られないが、タレルは金銭の消費貸借であるとしていた。社債権者と合資会社の有限責任社員（commanditaire）とを比較しながら解説していて参考にはなるけれども、消費貸借よりもはるかに複雑な法的機構（mécanisme juridique）なりと説いたりペール説の方に賛成したい。社債の一体性（unité d'emprunt）や個々の社債権者がたとえ知らなくても、全社債権者で法律上当然に法人人格を有する社債権者団体（masse）を構成する点から見て、典型契約の何れにも該当しない特殊の法的機構と解すべきものと思われる。しかし、どちらかといえば、あまり実益のない議論であるためか、最近ではこの問題に論及する文献はほとんど見当たらない（Thaller, Droit commercial, 8<sup>e</sup> éd., 1931, p. 236, p. 372; Ripert, Droit commercial, tome I, 6<sup>e</sup> éd., 1968, p. 717）。

#### 法第 284 条〔社債の定義〕

社債とは、同一の発行においては、同一の券面額に対して同等の債権を与える流通証券をいう。

Loi Art. 284.—Les obligations sont des titres négociables qui, dans une même émission, confèrent les mêmes droits de créance pour une même valeur nominale.

#### 令第 214 条〔社債券の記載事項〕

①引受人に交付する社債券には、つぎの事項を記載しなければならない。

- 1° 商号、略号を定めたときはその付記
- 2° 会社の形態
- 3° 資本の額

## 社 債

- 4° 本店所在地
- 5° 会社・商業登記簿に会社の登記をした年月日と登記番号
- 6° 会社の存続期間満了の日
- 7° 発行の際に会社によって担保された社債の総額
- 8° 発行総額
- 9° 券面額および、規則で免除する場合を除き、証券の通し番号
- 10° 利率および利息その他の収益の支払の時期
- 11° 償還の時期および条件ならびに証券の買入れ条件
- 12° 証券に担保を付したときはその内容
- 13° 既発行の社債または債務証券で、社債発行の際、未だ償還を終わっていないものの額
- 14° 転換社債であるときは、証券の所持人に与えられた1回または数回の転換権行使の期間ならびに転換の基礎となる価額
- 15° 交換社債であるときは、交換の態様および条件ならびに当該交換を実施する責任を負う者の表示
- 16° 社債の償還一覧表。

②国、県、市町村または公共事業体の保証のある社債券、および、フランス不動産銀行または復興金融公庫が発行した社債券については、前項第12号の事項を記載することを要しない。

Déc. Art. 214.—Les titres d'emprunt obligataire remis aux souscripteurs contiennent les indications suivantes :

- 1° La dénomination sociale, suivie, le cas échéant, de son sigle ;
- 2° La forme de la société émettrice ;
- 3° Le montant du capital social ;
- 4° L'adresse du siège social ;
- 5° La date et le numéro d'immatriculation de la société au registre du commerce et des sociétés ;
- 6° La date d'expiration normale de la société ;

- 7° Le montant, lors de l'émission, des obligations garanties par la société ;
- 8° Le montant de l'émission ;
- 9° La valeur nominale et, sous réserve des dispositions réglementaires en dispensant, le numéro d'ordre du titre ;
- 10° Le taux et l'époque du paiement de l'intérêt et des autres produits ;
- 11° L'époque et les conditions de remboursement ainsi que les conditions de rachat du titre ;
- 12° Le cas échéant, les garanties attachées aux titres ;
- 13° Le montant non amorti, lors de l'émission, des obligations ou des titres d'emprunt antérieurement émis ;
- 14° S'il s'agit d'obligations convertibles en actions, le ou les délais d'exercice de l'option accordée aux porteurs pour convertir leurs titres ainsi que les bases de cette conversion ;
- 15° S'il s'agit d'obligations échangeables, les modalités et conditions fixées pour l'échange, avec l'indication des personnes qui se sont obligées à assurer cet échange ;
- 16° Le tableau d'amortissement de l'emprunt.

L'indication prévue au 12° ci-dessus n'est pas exigée lorsque les titres d'emprunt bénéficient de la garantie de l'Etat, de départements, de communes ou d'établissements publics, ni lorsqu'ils sont émis par le Crédit foncier de France ou le Crédit national.

## [解 説]

1. 定義 法第 284 条は社債を定義した規定であって、社債という語は、流通証券たる社債券を意味すると同時に、会社に対する債権を意味するものであることを明らかにしている。社債権者は、単独で会社の経営を監督したり、書類の閲覧を請求する権利を有しないことは、法第 319 条で明示されているけれども、社債権者団体の代表者は、議決権こそないけれども、株主総会への出席権があり、かつ、株主と同じ条件で、株主が利用しうる書類の閲覧権をも有する（法302条）。

2. 社債券の発行と記載事項 社債券 (titre d'obligation) は必ず発行し

## 社 債

なければならない。登録社債の制度が存しないから、当然である。この点に関する直接の条文は存しないけれども、私募 (émission privée) の場合には公示を要しないため、社債権者としては、社債券の記載を通して発行条件を知り得るに止まること (Hémard et al., Sociétés commerciales, tome III, 1978, p. 109), 一定の記載を欠く社債券を交付したときは刑事制裁を受けること (法471条2号), 社債の発行は、繰込帳から社債券を切り離して行なわれること (Ripert par Roblot, Droit commercial, tome I, 8<sup>e</sup> éd., 1974, p. 829, n<sup>o</sup> 1419) などの点から見て明かである。

社債券には記名式のものと同記名式のものがあるが (法263条, 令222条2項, Mercadal et al., 4<sup>e</sup> éd., p. 766), 記載事項は次のとおりとなっている。

1° 商号 略号を定めたときは、それを付記する (日商306条2項, 301条2項1号は略号に関する定めを欠く)。

2° 会社の形態 社債を発行しうる会社は株式会社および株式会社にかぎられており (法285条1項, 263条), 合名会社, 合資会社および有限会社は社債を発行することを許されず, 違反した場合は刑事制裁をうける (法469条)。もっとも, 株式会社であっても, 証券投資会社 (société d'investissement) だけは社債を発行することを許されない (1945年11月2日の命令7条2項)。フランス銀行業法 (1941年6月13日の法律) 第2条2項は社債の発行は公衆からの資金の受入れに該当する銀行営業の一部であることを規定していたが, 1970年7月9日の法律第601号第15条による改正の結果, 銀行の社債発行には大蔵大臣の許可が必要であり, かつ, 転換社債を除外する旨を明かにした。この点につき, 早稲田大学フランス商法研究会訳「フランスの金融法制 [I]」比較法学 (早大比研) 16巻第1号 (1982年) 5頁参照。

3° 資本の額 株式については分割払込制を採用しているが (法75条2項), 社債を発行しようとする会社の資本は全額払込済でなければならない (法285条3項)。全額払込制を採るわが国では, 資本の額を社債券に記載することを要しないが, 社債申込証には記載しなければならない (日商301条2項10号)。

4° 本店所在地 わが国では, この記載を要件としていない。

5° 商業登記簿に会社の登記をした日付と登記番号 フランス法は, 社債を

発行しうる株式会社は 2 年以上存続する会社たることを要すとしているから(法285 条 1 項), 社債券に登記の日付と番号を記載させ, 社債券自体に法の要求をみたしていることを明示させている。

6° 会社の存続期間満了の日 フランス会社法第 2 条によって, 会社の存続期間は 99 ヶ年と定められ, 登記の日から起算される。この存続期間は更新することができる (令 2 条 2 項)。

7° 発行の際に会社によって担保された社債の総額 フランスには, わが国の担保付社債信託のような制度がないから, 社債の担保は, 社債を発行する前に, 社債権者団体のために設定される (法325条)。社債発行後の担保設定については法 329 条参照。担保の種類についてはとくに制限はない (12° 参照)。

8° 発行総額 発行総額の制限はない (日商297条と対照)。

9° 券面額および, 規則で免除する場合を除き, 証券の通し番号 券面額は 100 フランまたはその整数倍でなくてはならない (1938年10月30日の命令7条)。100 フラン未満の社債を発行したときは刑事制裁をうける (法471条 3 号)。

10° 利率および利息その他の収益の支払の時期 その他の収益とは, 社債の割引発行をした場合の, 券面額と発行価額との差額をいう。

契約自由の原則により利率は自由に定めることができるけれども, 資本市場の動静に左右されることは避けられない。自由とはいってもあまりに高い利率を付すことがあれば社債市場を混乱させるおそれがあるから, それを防止するために, 起債前 6 ヶ月間における利率の平均値の 2 倍以下でなければならないという制限がある (1966年12月28日の法律 1 条 3 項)。利率は固定的であるのが通例であるけれども, 償還期限 5 年ないし10年の *bons* と異り, 社債のそれは10年ないし20年という長期であるから, 貨幣価値の下落をおそれて社債の引受をためらう投資家を誘引するために変動利率 (*taux variable*) を定めることがある。累進的なものとしては, 起債会社の企業収益とか売上高などに応じて利率を変化させるもの, 物価や料金をたとえば鉄道運賃にスライドさせるもの (*taux d'indexation*) など。ただし, 労働者の最低賃金制にスライドさせることは認められない (1958年12月30日の命令79条, Mercadal et al., op. cit., p. 686)。流動利率 (*taux d'intérêt flottant*) は金融市



## 社 債

場の実際金利に近い金利を付するものであるが、実際金利が上昇するときは、不利になり、社債自体の市場相場も下落するために、この種の社債としては、銀行団が鉄鋼グループのために1974年にドル表示でユーロ債 (euro-obligations) を発行した例があるけれども、そのほかには多くの例をみないようである (Hémard et al., op. cit., tome III, p. 119 et p. 125)。

起債契約で定められた利率を後から変更するには、社債権者の特別総会の承認を受けなければならない (法313条5号)。社債の利子については、10%が源泉徴収され、1フラン未満の端数は切捨てられる (Mercadal et al., op. cit., p. 719)。

11° 償還期限および条件ならびに証券の買入れ条件 償還期限を15年または20年とする社債が多いが、発行の時から一定の期間償還を据置くことを発行契約において定めるのが通例である。据置期間経過後は、償還表に基いて年一回に限り抽せんによって償還する社債を決定する。毎年償還して減償してゆき、最終償還期に起債会社の償還のための資金負担を軽減するのである。これは定期的に行なわれる償還方法であるが、これとは別に、据置期間経過後、満期前に繰上げ償還することも認められる。それが認められる場合は、①発行契約で認めているとき (法323条)、②社債権者の特別総会が承認したとき (法313条5号)、③起債会社の更生整理または清算整理が開始し、起債会社が期限の利益を失い (仏民1188条)、社債権者の請求があったとき、④合併、分割以外の理由で起債会社が解散したとき (法324条) である (Mercadal et al., op. cit., p. 721)。フランス国内で発行され、かつ、支払われる社債については、支払い貨幣はフランス・フランに限られ、金貨や外貨を以て支払うことは禁じられているが、フランス国内に本店を有するフランス国籍の会社が外国で起債し、外国で償還する国際起債の場合は、金貨または外貨で支払うことが可能である (Mercadal et al., op. cit., p. 690)。社債は起債会社が自由に買取ることができるけれども、証券取引所に上場されている場合には、取引所を通して買取ることを要する。いずれにしても、自己社債は失効し、これを流通させることは許されない (法322条)。

12° 証券に担保を付したときはその内容 担保には、①起債会社の有する不動産、船舶、営業財産などについて設定される物的担保 (garantie réelle)、②政府、

他会社などによる保証 (cautionnement) および③起債総額を超過する抵当権付債権総額を見返りとする債権による担保 (garanties par des créances appartenant à la société) の 3 種がある。このうち、12°による記載を要しない債券は、政府保証債等令第214条 2 項に掲げられたものに限る (Ripert par Roblot, t. I, op. cit., p. 843; Mercadal et al., op. cit., p. 768; Vuillermet, op. cit., p. 258)。保証について、国、県、市町村、公共事業体による保証および起債会社以外の会社等法人による保証が認められるが、金銭無尽業を営む会社は社債の保証をすることを禁止される (法330条)。国が保証するのは、起債会社に産業の近代化再編成計画 (plans de modernisation et d'équipement) を実行させるための諸方策の一つとして行われる場合等である (Ripert par Roblot, op. cit., p. 843)。国、地方自治体、公共事業体の保証する社債については法第 324 条ないし第 329 条の規定は適用されない。復興金融公庫 (Crédit National) というのは *Crédit National pour faciliter la réparation des dommages causés par la guerre* を指す。1913年に設立された半公共的金融機関で、形態は株式会社、当初は第一次大戦後の復興が目的であったが、その後は、商工業に対して中期または長期の産業資金を供給する機関となっている。

13° 既発行の社債または債務証券で、社債発行の際未だ償還を終えていないものの額 債務証券 (titres d'emprunts) とは、通常の社債と形式を異にする短期債 (bons) を指すものと解される。emprunts は公債 (dettes publiques) を指すのが通例であるから、ここにいう債務証券には公債をふくまないものと解する。

14° 転換社債であるときは、証券の所持人にあたえられた 1 回または数回の転換権行使の期間ならびに転換の基礎となる価額 転換の基礎となる価額というのは、わが国の転換価額にあたる。転換社債に関する規定をわが国では社債の規定と同じところに設けているが (日商341条ノ 2 以下)、フランス会社法は、資本の増加のところに設けている (法195条以下)。転換によって会社の資本が増加するのであるから、規定の位置としては後者の方が適当であろう。

15° 交換社債であるときは、交換の態様および条件ならびに当該交換を確実にする責任を負う者の表示 交換社債の制度は1966年会社法で創設されたものであるが、これについても増資のところに規定が設けられている (法200条以下)。交換

## 社 債

の実施について責任を負う者（交換義務者）とは、社債と交換すべき株式を保有する銀行等を指す。なお、交換社債については、本書第3巻915頁参照。

16° 社債の償還一覧表 買入れ償還したとしても、1年経過するまでは、その数を一覧表から控除してはならない（Ripert par Roblot, t. I., 8<sup>e</sup> éd., p. 836）。

### 法第 285 条〔起債会社の制限〕

①社債の発行は、2年以上存続し、かつ、適法に株主の承認を得た貸借対照表を2回以上作成している株式会社および株式合資会社にかぎり、これを行なうことができる。

②前項の条件は、国もしくは公共団体の保証がある社債または前項の条件をみたしている会社の保証がある社債の発行については、これを適用しない。国、公共団体、最初の事業年度の貸借対照表を作成済みの特許企業または政府助成企業に対する債権証書をもって担保されている社債を発行する場合もまた同様とする。

③（1969年1月6日法律第69—12号により追加）《資本の全額が払込まれていない会社は、社債を発行することができない。ただし、従業員を企業成長の成果に参加させるために発行される社債を従業員に割当てるために発行する場合は、このかぎりではない。》

Loi Art. 285.—L'émission d'obligations n'est permise qu'aux sociétés par actions ayant deux années d'existence et qui ont établi deux bilans régulièrement approuvés par les actionnaires.

Ces conditions ne sont pas applicables à l'émission d'obligations qui bénéficient, soit de la garantie de l'État ou de collectivités publiques, soit de la garantie de sociétés remplissant les conditions prévues à l'alinéa précédent. Elles ne sont pas non plus applicables à l'émission d'obligations qui sont gagées par des titres de créances

sur l'État, sur les collectivités publiques ou sur des entreprises concessionnaires ou subventionnées ayant établi le bilan de leur premier exercice.

(L. n° 69-12 du 6 janv. 1969.)《L'émission d'obligations est interdite aux sociétés dont le capital n'est pas intégralement libéré, sauf si elle est faite en vue de l'attribution aux salariés des obligations émises au titre de la participation de ceux-ci aux fruits de l'expansion de l'entreprise.》

### 〔解 説〕

1. 社債発行の制限 (イ)設立後2年以上経過している株式会社または株式会社合資会社であって、株主総会の承認を受けた貸借対照表が2回以上作成されていること、(ロ)資本の全額が払込済であることが条件である。ただし、証券投資会社はたとえこれらの条件をみたしていても、社債を発行することは認められない(投資会社に関する1945年11月2日の命令第45-2710号7条2項)。この種の会社は株式を募集して得た資金で証券投資を行ない、それによって得た利益を配当するのが目的であるから、社債によって資金を集めることを認めないものと解される。資本の全額が払込済でないのに社債を発行した会社の社長、取締役または業務執行者は刑事制裁を受ける(法465条2号)。ただし、従業員を企業成長の成果に参加させるために、従業員に対して社債を割当てる場合は、資本調達ということよりも、従業員の利益参加が目的であるから、資本の全額が払込済であることを要しない。この点の詳細は、奥島孝康・現代会社法における支配と参加(1976)233頁を参照。

2. 担保付社債の場合の例外 わが国では、担保付社債に関しては、商法典とは別に、担保付社債信託法という特別の法律があるが、フランスでは、会社法中に無担保社債と担保付社債との両者を規定している。

社債の担保には、物上担保も保証もあるが、国、公共団体の保証のある保証社債、前述の発行条件をみたしている会社の保証のある保証社債、国、公共団体等に対する債権証書をもって担保される担保付社債を発行する場合には、起債会社は設

## 社 債

立後2年以上経過していること（前記1の(イ)の条件）を要しない。

3. **社債の発行限度** これについては制限がない（日商297条対照）。EC加盟9ヶ国のうち、日本法と同様に、資本金を限度とするのはイタリアだけである（H. Wouters et al., *Le droit des sociétés dans les pays de la Communauté Economique Européenne*, 2<sup>e</sup> éd., 1973, p. 371）。

4. **経済担当大臣に対する届出の要否** 会社法にはこれに関する規定はないが、1946年12月23日の財政法第82条にもとづいて経済担当大臣が監督権を行使しており、同大臣が1980年4月28日付で A. N. S. A. (*Association Nationale des Sociétés par Actions*) に対して発した通達 (*lettre*) によると、つぎのような取扱いになっている。

(1) 年間の社債発行総額が5,000万フラン未満の場合には、なんらの手続も必要としない。

(2) 年間の社債発行総額が5,000万フラン以上の場合には、事前の許可は必要としないが、国庫 (*direction du Trésor*) の財務担当部門に対し、発行の15日前までに、当該社債の発行日および発行条件の届出を要する。

### 法第286条〔社債の発行権限〕

株主総会にかぎり、社債の発行を決議し、またはこれを他に授權することができる。

Loi Art. 286.—L'assemblée générale des actionnaires a seule qualité pour décider ou autoriser l'émission d'obligations.

### 〔解説〕

社債の発行を決定する権限は株式会社または株式合資会社の株主総会がこれ

を有する。通常決議でたりるが（法155条，157条5項），場合によっては，次条にしたがい，取締役会等に社債の発行を授權することができる。

轉換社債および交換社債の発行は株主総会の特別決議によらなければならない（法195条，201条）。

経済的利益団体（groupement d'intérêt économique）は，利益を上げたり，それを分配したりすることを目的とせず，その構成員の経済的活動を改善したり，促進したりして，構成員の本来的経済活動の成果を高めるのが目的であるが，株式会社または株式合資会社の数社で構成され，法人格を有し，会社法の規定する発行条件をみだす場合には，この団体も，社債を発行することが認められる（1967年9月23日の命令5条）。これとは反対に，投資会社（クローズド・エンド型）は社債を発行することを許されない（1945年11月2日の命令7条2項）。〔早大フランス商法研究会訳・外国証券関係法令集フランス（日本証券経済研究所発行）187頁参照〕

#### 法第 287 条〔社債発行権限の委任〕

株主総会は，取締役会，董事会または業務執行者に対して，5年以内に1回または数回社債を発行し，かつ，その実施方法を定めるに必要な権限を委任することができる。

Loi Art. 287.—L'assemblée générale des actionnaires peut déléguer au conseil d'administration, au directoire ou aux gérants, selon le cas, les pouvoirs nécessaires pour procéder à l'émission d'obligations en une ou plusieurs fois, dans le délai de cinq ans, et d'en arrêter les modalités.

#### 〔解 説〕

本条は新設規定である。5年の期間は総会が授權の決議をした日から起算する（Mercadal et al., op. cit., p. 761）。轉換社債の発行には特別総会の決議が必要

## 社 債

条件であるのは（法195条1項）、その発行が、株主の有する新株引受権の放棄を前提とするからにはかならない。詳細は、本書第3巻871頁参照。

### 法第 288 条〔金融債発行会社に対する適用除外〕

第 286 条および第 287 条の規定は、約定した貸付の資金にあてるため必要な社債の発行を主たる目的とする会社には、これを適用しない。

Loi Art. 288.—Les dispositions des articles 286 et 287 ne sont pas applicables aux sociétés qui ont pour objet principal d'émettre des obligations nécessaires au financement des prêts qu'elles consentent.

#### 〔解 説〕

本条も新設規定である。日本で金融債と呼ばれるものに該当する社債発行の場合について、前2条の適用を除外するものである。フランスの銀行には預金銀行 (banque de dépôt) と事業銀行 (banque d'affaires) と中長期信用銀行 (banque de crédit à long et à moyen terme) とがあるが、本条は主として事業銀行が発行する社債に関するものであろう。預金を貸付に回すのではなくて、社債発行によって得た資金を企業に融資するのであり、社債券は市場で流通するから、銀行の資金獲得方法は社債発行という手段の方が無難であると考えられている。日本の割引金融債は中期（1ヵ年）であるが、フランスの場合はさらに短期のものが多くもようである（鎌倉 昇「債券発行銀行」体系金融大辞典（東洋経済刊）285頁）。

日本の長期信用銀行法が、金融債の発行について、商法の社債発行の規定を緩和しているのと同じように、本条は、企業に融資するための資金獲得方法として社債を発行する会社（金融機関）に関しては、株主総会の決議もしくはその授權がなくても、定款に反対の定めがないかぎり、取締役会、董事会または業務執行者が社債を発行しうるものとしている（法157条5項後段）。

**法第 289 条〔公募社債に関する発行条件の公示〕**

社債を公募する場合には、公示により、引受人に発行条件を知らせなければならない。この公示に記載すべき事項および公示方法は、命令をもってこれを定める。

Loi Art. 289.—S'il est fait publiquement appel à l'épargne, les conditions de l'émission sont portées à la connaissance des souscripteurs par une notice dont les mentions et les formalités de publicité sont déterminées par décret.

**令第 211 条〔公示方法および公示事項〕**

①会社法第289条に定める公示は、引受開始前、かつ、他の公示手続に先立ち、法定公報（全国版）に掲載して、これを行なわなければならない。

②前項の公示には、つぎの事項を示さなければならない。

- 1° 商号、略号を定めたときはその付記
- 2° 会社の形態
- 3° 資本の額
- 4° 本店所在地
- 5° 会社・商業登記簿の登記番号および国立経済統計調査局の登録番号
- 6° 会社の目的の概要
- 7° 会社の存続期間満了の日
- 8° 転換社債を発行している場合はその総額
- 9° 既発行の社債で償還未了のものの総額ならびにこれについて設定した担保の内容
- 10° 会社が担保を設定して発行した社債の現在における総額、担保付社債の割合
- 11° 発行総額
- 12° 発行する社債の券面額



## 社 債

- 13° 利息その他の収益の率およびその計算方法ならびに支払の態様
- 14° 償還の時期およびその条件ならびに社債を買入れる場合はその条件
- 15° 社債に担保を付したときは、その内容
- 16° 転換社債であるときは、証券の所持人に与えられた1回または数回の転換権行使の期間ならびに転換の基礎となる価額
- 17° 交換社債であるときは、交換の態様および条件。

③公示には会社の署名があることを要する。

Déc. Art. 211.—La notice prévue à l'article 289 de la loi sur les sociétés commerciales est insérée au Bulletin des annonces légales obligatoires avant le début des opérations de souscription et préalablement à toute mesure de publicité.

Elle contient les indications suivantes :

- 1° La dénomination sociale, suivie, le cas échéant, de son sigle ;
- 2° La forme de la société ;
- 3° Le montant du capital social ;
- 4° L'adresse du siège social ;
- 5° Les numéros d'immatriculation de la société au registre du commerce et des sociétés et à l'institut national de la statistique et des études économiques ;
- 6° L'objet social, indiqué sommairement ;
- 7° La date d'expiration normale de la société ;
- 8° Le cas échéant, le montant des obligations convertibles en actions émises par la société ;
- 9° Le montant non amorti des autres obligations antérieurement émises ainsi que les garanties qui leur ont été conférées ;
- 10° Le montant, lors de l'émission, des emprunts obligataires garantis par la société et, le cas échéant, la fraction garantie de ces emprunts ;
- 11° Le montant de l'émission ;
- 12° La valeur nominale des obligations à émettre ;
- 13° Le taux et le mode de calcul des intérêts et autres produits ainsi que les modalités de paiement ;

- 14° L'époque et les conditions de remboursement ainsi qu'éventuellement les conditions de rachat des obligations ;
- 15° Les garanties conférées, le cas échéant, aux obligations ;
- 16° S'il s'agit d'obligations convertibles en actions, le ou les délais d'exercice de l'option accordée aux porteurs pour convertir leurs titres ainsi que les bases de cette conversion ;
- 17° S'il s'agit d'obligations échangeables contre des actions, les modalités et conditions fixées pour l'échange.
- La notice est revêtue de la signature sociale.

令第 212 条〔公示の付属書類〕

- ①前条の公示には、つぎに掲げる書類を添付しなければならない。
- 1° 株主総会の承認を得た最終の貸借対照表の写しで、会社の法律上の代表者が原本と相違ないことを証明したもの
- 2° 前号の貸借対照表が、社債の発行開始の日より10ヵ月以上前の日付で作成されたものである場合には、10ヵ月以内の日付で、かつ、取締役会、董事会または業務執行者の責任で作成された資産および負債の状態を記録した書類
- 3° 当期における期首以来の営業報告書、会社の計算について審議する通常株主総会の開催前であるときは、前期の営業報告書。
- ②会社法第 285 条第 2 項を適用する場合において、貸借対照表が作成されていないときは、公示においてその旨を明示しなければならない。
- ③(1968年1月2日命令第68—25号により追加)《最終の貸借対照表または社債発行前10ヵ月以内に作成された貸借対照表試算表が法定公報(全国版)ですすでに公示されている場合には、これを引用して、第1項第1号および第2号の付属書類に代えることができる。》

Déc. Art. 212.—Sont annexés à la notice visée à l'article précédent :

- 1° Une copie du dernier bilan approuvé par l'assemblée générale des

## 社 債

- actionnaires, certifiée conforme par le représentant légal de la société;
- 2° Si ce bilan a été arrêté à une date antérieure de plus de dix mois à celle du début de l'émission, un état de la situation active et passive de la société datant de dix mois au plus et établi sous la responsabilité du conseil d'administration, du directoire ou des gérants, selon le cas;
- 3° Des renseignements sur la marche des affaires sociales depuis le début de l'exercice en cours et, le cas échéant, sur le précédent exercice si l'assemblée générale ordinaire appelée à statuer sur les comptes n'a pas encore été réunie.

En cas d'application des dispositions de l'article 285, alinéa 2, de la loi sur les sociétés commerciales, et si aucun bilan n'a encore été établi, la notice en fait mention.

(Décr. n° 68-25 du 2 janv. 1968.) «Les annexes prévues aux 1° et 2° ci-dessus peuvent être remplacées, selon le cas, par la référence de la publicité au Bulletin des annonces légales obligatoires du dernier bilan ou d'une situation provisoire du bilan arrêtée à une date antérieure de dix mois au plus à celle de l'émission, lorsque ce bilan ou cette situation a déjà été publié.»

### 令第 213 条 [公衆に対する発行案内]

①目論見書および案内状をもって公衆に対して社債の発行を知らせる場合には、これに命令第 211 条に規定する公示事項を再記し、発行価格を示し、かつ、公示事項が法定公報（全国版）に掲載されていることをその公報の号数を示して記載しなければならない。

②新聞によって広告する場合には、これに前項と同一の記載事項または少くともその概要を掲載し、かつ、法定公報（全国版）で公示したことをその公報の号数を示して付記しなければならない。

Déc. Art. 213.—Les prospectus et circulaires informant le public de l'émission d'obligations reproduisent les énonciations de la notice prévue

à l'article 211, indiquent le prix d'émission et contiennent la mention de l'insertion de ladite notice au Bulletin des annonces légales obligatoires avec référence au numéro dans lequel elle a été publiée.

Les affiches et les annonces dans les journaux reproduisent les mêmes énonciations ou au moins un extrait de ces énonciations avec référence à la notice et indication du numéro du Bulletin des annonces légales obligatoires dans lequel elle a été publiée.

〔解 説〕

1. 社債の発行方法 私募(émission privée)と公募(émission publique)とがある。私募は個人的な勧誘にもとづいて社債が引受けられる場合であるから、公示の必要がないけれども、公募の場合は、法第 289 条にしたがって公示手続を採らなければならない。社債の公募とは、銀行その他の金融機関または証券取引員を介して社債を売出す場合のほか、新聞広告による場合、目論見書等の配布による場合等を含む(法72条の解説参照)。

2. 公募の場合の公示手続 社債の引受開始前に、かつ、他の公示手続に先だて、法定公報(全国版)に、令第 211 条第 2 項に掲げる事項を掲載して公示しなければならない。これに違反したときは、社長、取締役等は刑事制裁をうける(法483条 1 項 1 号)。令第211条第 2 項13号の利息その他の収益の率およびその計算方法……とあるうち、その他の収益とは、たとえば利益参加証券(titre participatif)の場合に、固定利息のほか、会社の営業成績等を参考として支払われる可変収益とその計算方法を指すものと解する(1983年 1 月 3 日の法律によって追加された法283—6 条 2 項)。

法定公報(全国版)の刊行所(26, Rue Desaix, Paris 15<sup>e</sup>)へ書類を送付すると同時に、一件書類のコピーを証券取引委員会(Commission des opérations de bourse)へも送付しなければならない(1967年 9 月 28 日の命令 3 条 2 項参照)。そのほか、会社の組織(organisation)、財務状況(situation financière)、業績などを記した社債発行趣意書(note d'information)を作成し、これを証券取引委員会

## 社 債

に提出して承認 (visa) を得 (同命令 6 条, 7 条), 承認番号を付した発行案内を応募せんとする者に交付しなくてはならない (Mercadal et al., op. cit., p. 764, 765)。

**3. 公示の場合の添付書類** 貸借対照表および営業報告書等を添付しなければならない (令212条)。ただし, 法定公報 (全国版) にすでに最終貸借対照表またはその試算表 (situation provisoire du bilan) が公示されている場合は, その旨を引用すれば足りる (令212条 3 項)。また, 法第 285 条第 2 項にもとづき貸借対照表を作成しなくても社債を発行することができる政府保証債等については, 公示の際にその旨を明示するだけでよい (同 2 項)。

**4. 任意の公示方法** 以上のほか, 会社が時宜に適すと判断した場合は, 目論見書, 案内状, 新聞広告等の方法で社債発行を一般投資家に知らせることもできるが, その場合にも令第 213 条第 1 項または第 2 項に定められている事項を記載しなければならない。

### 法第 290 条〔自己社債の質受禁止〕

会社は, 自己社債については, 質権を設定することができない。

Loi Art. 290.—La société ne peut constituer un gage quelconque sur ses propres obligations.

#### 〔解 説〕

会社は自己社債を買入れてこれを消却することはできるが (法322条), これを質受けすることはできない。自己株式の取得を原則として禁止しているのと (法 217 条) 軌を一にするものである。

### 法第 291 条〔抽籤による償還と既払利息〕

①発行会社が抽籤の結果償還すべき社債の利息を引き続き支払った場

合に、社債券が償還のために提出されたときは、この会社は、すでに支払った金員の返還を請求することができない。

②前項に反する条項は記載のないものとみなす。

Loi Art. 291.—Dans le cas où la société émettrice a continué à payer les produits d'obligations remboursables par suite d'un tirage au sort, elle ne peut répéter ces sommes lorsque ces obligations sont présentées au remboursement.

Toute clause contraire est réputée non écrite.

#### 〔解 説〕

起債会社は、社債発行の際に、償還表 (tableau d'amortissement) を作成して、毎年抽せんによって償還する社債の数 (率) を示し、社債券にもそれを記載しておかなければならない。この定時償還は年 1 回に限られている (1948年10月30日の命令 7 条)。抽せんに当たった社債は以後利息を生じないのは当然であるが、当せん者が利札を提示し、支払担当者もうっかりして利息を支払ってしまった場合、社債券が償還のため提示されるまでの間に支払われた利息については、起債会社はその返還を請求することができない。社債券が現実に提示されて元本が償還されるまでの間、起債会社は元本を利用して来たことになるからというのが理由である。(Hamiaut, op. cit., tome II, p. 271; Ripert par Roblot, op. cit., tome I, 6<sup>e</sup> éd., p. 724)。1893年 8 月 1 日の法律によって、元本償還の際に誤払い利息を差引くことが許されなくなり、特約でこの法律の適用を回避することもできなくなった。

#### 法第 292 条〔割増金付社債の発行〕

割増金付社債を発行するには、法律による許可があることを要する。

Loi Art. 292.—L'émission d'obligations à lots doit être autorisée par la loi.

## 社 債

### 〔解 説〕

割増金付社債とは、抽せんに当たった一定の番号の社債に額面以上の金額を支払うものをいう。割増金の額は1,000フラン、5,000フラン、ときには10,000フランあるいはそれ以上の額のものがある (Vuillermet, op. cit., p. 254)。許可されているものは、パリ市債と不動産銀行 (Crédit Foncier) の社債ぐらいのものだという。富くじ的なものであるため、一般的には禁止されており (日商300条参照)、違反したときは、起債会社の社長、取締役等は刑事制裁を受ける (法472条)。

### 法第 293 条〔社債権者団体〕

①発行の回を同じくする社債券の所持人は、その共通の利益を保護するため、法人格を有する団体を法律上当然に組織する。

② (1969年1月6日法律第69—12号により追加) 《前項の規定にかかわらず、継続して社債を発行する場合において、会社は各回の発行契約にその旨の条項があるときは、同等の権利を有する社債券の所持人を単一の団体に組織することができる。》

Loi Art. 293.—Les porteurs d'obligations d'une même émission sont groupés de plein droit pour la défense de leurs intérêts communs, en une masse qui jouit de la personnalité civile.

(L. n° 69-12 du 6 janv. 1969.)《Toutefois, en cas d'émissions successives d'obligations, la société peut, lorsqu'une clause de chaque contrat d'émission le prévoit, grouper en une masse unique les porteurs d'obligations ayant des droits identiques.》

### 〔解 説〕

1. 社債権者団体の法人格 発行の回数を同じくする社債権者は法人格を有する団体 (masse) を法律上当然に組織する。法律上当然に組織するということ

は、個々の社債権者に法人設立の意思があるか否かを問わないということである。継続的に社債を発行する場合には、社債発行契約に定めがあるときにかぎり、同等の権利を有する社債券の所持人は、単一の社債権者団体を組織することができる（本条 2 項）。本条第 2 項は、1967 年 8 月 17 日の企業成長の成果に対する従業員の参加に関する命令の公布に関連して追加された規定であり、従業員の利益参加の方式として社債が発行された場合に、社債権者である従業員が単一の社債権者団体を組織することを認めたものである（奥島・前掲書 234 頁参照）。

社債権者団体は法人格を有するものとされているが、団体固有の財産（*patrimoine*）を有するものではないから、普通の法人とはちがうけれども、団体の代表者を定めることができ、かつ、訴訟の当事者能力を有する法律上の団体（*groupe-ment légal*）として理解される（*Ripert par Roblot, op. cit., t. I, p. 734*）。この団体は会社の組織のなかに座席を有するものであり、その総会がわが国の社債権者集会に当る。この社債権者集会とは別に、社債権者団体を認めそれに法人格を付与しているわけである。

2. 例外 ①国や公共団体が保証する保証債等については、発行契約に反対の定めがないかぎり、法第 293 条の適用は除外されるから（法 339 条）、これらの社債については、社債権者団体が認められない。②単独社債権者（*obligataire unique*）の場合も同様である。この場合には、代表者や社債権者の総会に認められている権限はすべて単独の社債権者がこれを行使する（*Mercadal et al., op. cit., p. 696*）。

## 法第 294 条〔社債権者団体の代表者〕

社債権者団体は、社債権者の総会で選出された 1 人または数人の受任者がこれを代表する。その人数は、いかなる場合にも、3 人を超えてはならない。

Loi Art. 294.—La masse est représentée par un ou plusieurs



社 債

mandataires élus par l'assemblée générale des obligataires. Leur nombre ne peut en aucun cas excéder trois.

〔解 説〕

社債権者団体の代表者は、社債権者の総会で選任するが、その数は3人を超えることができない。ただし、補欠 (suppléant) を選任しておくことは妨げない (Mercadal et al., op. cit., p. 770)。

法第 295 条〔代表者の資格〕

社債権者団体の代表者は、フランス国籍を有する者またはヨーロッパ経済共同体の加盟国のいずれかの国籍を有する者で、フランス領土内に居住している者、ならびに、フランス領土内に本店を有する非営利団体および会社にこれを限定する。

Loi Art. 295.—Le mandat de représentant de la masse ne peut être confié qu'aux personnes de nationalité française ou ressortissant d'un État membre de la Communauté économique européenne, domiciliées en territoire français, et aux associations et sociétés y ayant leur siège.

〔解 説〕

社債権者団体の代表者は社債権者であることを要しない (Vuillermet, op. cit., p. 277, 日商329条1項, 担信64条2項対照)。また、自然人たると会社その他の社団であるとを問わないが、自然人の場合は、フランス国籍かEC加盟国のうちいずれかの国の国籍を有すること、フランス領土内に居住することを要し、会社等の場合は、フランス領土内に本店があることを要件とする。会社等が代表者に選任された場合には、その代表者の氏名および住所を公示しなければならない (後出の

命令216条 3 項参照)。

**法第 296 条〔代表者の欠格事由〕**

つぎの者は、社債権者団体の代表者に選任することができない。

- 1° 起債会社
- 2° 起債会社の資本の10分の1以上を有する会社または起債会社が資本の10分の1以上を有する会社
- 3° 起債会社の債務の全部または一部を保証している会社
- 4° 第1号および第3号に定める会社の業務執行者、取締役、董事会構成員、監事会構成員、副社長、会計監査役または従業員、ならびに、これらの者の直系尊属、直系卑属および配偶者
- 5° 銀行業を営むことを禁じられている者または資格のいかなるを問わず、会社の経営を指揮し、管理しまたは業務を執行する権利を失った者。

Loi Art. 296.—Ne peuvent être choisis comme représentants de la masse :

- 1° La société débitrice ;
- 2° Les sociétés possédant au moins le dixième du capital de la société débitrice ou dont celle-ci possède au moins le dixième du capital ;
- 3° Les sociétés garantes de tout ou partie des engagements de la société débitrice ;
- 4° Les gérants, administrateurs, membres du directoire, du conseil de surveillance, directeurs généraux, commissaires aux comptes ou employés des sociétés visés aux 1° et 3°, ainsi que leurs ascendants, descendants et conjoint ;

## 社 債

5° Les personnes auxquelles l'exercice de la profession de banquier est interdit ou qui sont déchues du droit de diriger, administrer ou gérer une société à un titre quelconque.

### 〔解 説〕

本条は社債権者団体の代表者に選任される人の被選任資格を定めた規定であり、1号ないし4号は、代表者の独立性を担保するためのもの、5号は代表者の人格(moralité)を担保するための規定である(Ripert par Roblot, op. cit., tome I, 8<sup>e</sup> éd., p. 848)。5号に該当する者は、刑法上の重罪、私文書偽造、窃盗、背任、横領等々の罪により刑の言渡を受けた者を指す(一定の有罪判決の宣告を受けた者および破産宣告を受け復権しない者に対して銀行業に従事することを禁止する1930年6月19日の法律1条、同法の全文邦訳については、早稲田大学フランス商法研究会訳「フランスの金融法制〔Ⅱ〕」比較法学17巻2号20頁以下参照)。

本条に違反して、社債権者団体の代表者となることを承諾した者は、2000フラン以上4万フラン以下の罰金に処せられる(法474条)。社債権者の権利を害する目的で違反した場合には、刑が加重される(法477条)。

### 法第 297 条〔裁判所による代表者の指名〕

緊急の場合には、利害関係人の申請により、裁判所が決定をもって代表者を指名することができる。

Loi Art. 297.—En cas d'urgence, les représentants de la masse peuvent être désignés par décision de justice à la demande de tout intéressé.

### 〔解 説〕

法第 294 条に基く社債権者総会による選任がなかった場合、本条によって裁

判所が代表者を指名することになる。この代表者の任期は、つぎの社債権者総会までである。つぎの社債権者総会は、本条による代表者を代表者として選ぶこともできる。なお、本条により裁判所が代表者を指名するときは、その報酬も裁判所が定め、起債会社がこれを負担する（法303条参照）。

### 法第 298 条〔社債公募会社の代表者選任手続〕

①（1969年1月6日法律第69—12号により改正）《会社が公募した社債券の所持人団体がその代表者を1人または数人選出する場合には、》引受開始のときから1年以内に、かつ、予定されている第1回償還期限のおそくとも1ヵ月前に、これを行わなければならない。

②前項の選出は、総会において、総会が開かれなるときは利害関係人の申請により、裁判所が決定をもってこれを行なう。

Loi Art. 298.—(L. n° 69-12 du 6 janv. 1969.) 《Un ou plusieurs représentants de la masse des porteurs d'obligations d'un emprunt pour lequel la société a fait publiquement appel à l'épargne》, sont nommés dans le délai d'un an à compter de l'ouverture de la souscription et au plus tard un mois avant le premier amortissement prévu.

Cette nomination est faite par l'assemblée générale ou, à défaut, par décision de justice, à la demande de tout intéressé.

### 令第 215 条〔代表者の選任手続〕

①会社法第297条および第298条第2項に規定する場合において、社債権者団体の代表者は、大審裁判所長が即決審理にもとづいてこれを指名する。

②前項に従って指名された社債権者団体の代表者の職務は、第1回の通常社債権者総会の開催のときをもって終了する。この総会は、前と同じ代表者を選任す

社 債

ることができる。

Déc. Art. 215.—Dans les cas prévus par les articles 297 et 298, alinéa 2, de la loi sur les sociétés commerciales, les représentants de la masse sont désignés par le président du tribunal de grande instance statuant en référé.

Les fonctions des représentants de la masse désignés en application de l'alinéa précédent prennent fin lors de la première réunion de l'assemblée générale ordinaire des obligataires. Celle-ci peut nommer les mêmes représentants.

#### 令第 216 条〔代表者の公示〕

①社債権者団体の代表者の選任または交代に関する社債権者総会の決議は、代表者から起債会社に通知し、会社はその責任において、総会の日から1ヵ月以内に、本店の存する県の法定公告掲載紙において、公募した場合は法定公報（全国版）において、それを公示しなければならない。

②社債権者団体の代表者を指名する大審裁判所長の命令は、前項と同一の条件および期間にしたがい、これを公示しなければならない。

③社団または会社に社債権者団体の代表権が委任された場合には、前2項の通知および公示に、当該社団または会社の名において行為する資格を有する者の氏名と住所とを表示しなければならない。

Déc. Art. 216.—Toute décision de l'assemblée générale des obligataires relative à la désignation ou au remplacement des représentants de la masse est notifiée par ces derniers à la société débitrice et publiée, à la diligence de celle-ci, dans le délai d'un mois à compter de la délibération de l'assemblée, dans un journal d'annonces légales du département du siège social et, en outre, si la société fait publiquement appel à l'épargne, au Bulletin des annonces légales obligatoires.

L'ordonnance du président du tribunal de grande instance nommant un

représentant de la masse est publiée dans les mêmes conditions et délais.

Lorsque le mandat de représentant de la masse est confié à une association ou à une société, les nom, prénoms et domicile des personnes habilitées à agir au nom de l'association ou de la société sont indiqués dans la notification et la publication prévues aux alinéas précédents.

#### 令第 219 条〔利害関係人の調査権〕

利害関係人は、起債会社の本店において、社債権者団体の代表者の氏名および住所を調査する権利を有する。

Déc. Art. 219.—Tout intéressé a le droit d'obtenir, au siège de la société débitrice, les noms et adresses des représentants de la masse.

#### 〔解説〕

改正前の本条第 1 項は、資本公募会社の社債権者団体の代表者の選任を規定していたが、本条はそれを改めて、社債を公募した会社に関する規定とした。償還は毎年 1 回抽せんによって行なわれるから、おそくともその 1 ヶ月前に代表者を選任しなければならない。私募 (émission privée) の場合は、代表者選任に関する期限の定めはない (Mercadal et al., op. cit., p. 772)。第 2 項の裁判所による選任は、大審裁判所長の即決手続による決定 (ordonnance de référé) によって行なわれるが、この référé という手続は仮処分であり、本案に対して既判的効力を有するものではない、また、この決定に不服があれば控訴することができる (山口俊夫・概説フランス法 (上) 302, 303 頁, 法務大臣官房司法法制調査部編・注釈フランス新民事訴訟法典 290 頁以下参照)。

代表者の公示に関する令第 216 条第 1 項により、資本を公募している会社は、社債を、公募によらず、私募によって発行した場合においても、法定公報 (全国版) において公示しなければならない。

## 社 債

### 法第 299 条〔代表者の解任〕

社債権者団体の代表者は、社債権者の通常総会において、これを解任することができる。

Loi Art. 298.—Les représentants de la masse peuvent être relevés de leurs fonctions par l'assemblée générale ordinaire des obligataires.

### 令第 217 条〔代表者の終任通知〕

社債権者団体の代表者が辞任したときは、起債会社に対して、配達証明付書留郵便をもって、その旨を通知しなければならない。

Déc. Art. 217.—Le représentant de la masse notifie sa démission à la société débitrice par lettre recommandée avec demande d'avis de réception.

### 〔解 説〕

解任は、委任契約の解除と同様に、代表者に過失があったとか、その他の支障があるという理由にもとづくことを要しない (Trouillat, *op. cit.*, p. 526)。ただし、解任権を濫用した場合には、損害賠償の責任を生ずる (Mercadal et al., *op. cit.*, p. 773)。代表者が辞任した場合、会社または社債権者団体に損害を及ぼしたときは、辞任するについて正当な理由があることを主張立証しないかぎり、代表者は損害を賠償しなければならない (Mercadal et al., *ibid.*)。

### 法第 300 条〔代表者の権限——その 1〕

社債権者団体の代表者は、社債権者総会の決議による制限がある場合を除き、社債権者の共通の利益を保護するため、社債権者団体の名においてあらゆる管理行為をなす権限を有する。

Loi Art. 300.—Les représentants de la masse ont, sauf restriction décidée par l'assemblée générale des obligataires, le pouvoir d'accomplir au nom de la masse tous les actes de gestion pour la défense des intérêts communs des obligataires.

〔解 説〕

管理行為 (actes de gestion) とは, 保存行為 (actes conservatoires) を意味し, 処分行為 (actes de disposition) を含まない (Vuillemet, op. cit., p. 279 ; Trouillat, op. cit., p. 526)。本条の管理行為の例としては, 担保権の設定登記事項の変更に関する規定が守られているか否かの監視 (法327条), 社債発行後における担保の設定について承諾を与える行為 (法 329 条) などがあるが, 裁判上の行為については, 社債権者総会の授権があることを要する (法301条)。

法第 301 条〔裁判上の代表権〕

①社債権者団体の代表者は, 社債権者総会の正式の授権があるときは, 社債権者団体の名において, 会社の設立無効の訴, 設立後の行為または決議の無効または取消の訴, ならびに社債権者の共通の利益を保護するためのすべての訴を提起し, とりわけ, 第402条に定める措置を請求しうる唯一の適格者とする。

②同一の団体に属する社債権者全員に対する訴は, 団体の代表者に対して提起しなければならない。

③本条の規定に反して提起された訴は, 職権をもって, これを却下しなければならない。

Loi Art. 301.—Les représentants de la masse, dûment autorisés par l'assemblée générale des obligataires, ont seuls qualité pour



## 社 債

engager, au nom de ceux-ci, les actions en nullité de la société ou des actes et délibérations postérieurs à sa constitution, ainsi que toutes actions ayant pour objet la défense des intérêts communs des obligataires, et notamment requérir la mesure prévue à l'article 402.

Les actions en justice dirigées contre l'ensemble des obligataires d'une même masse ne peuvent être intentées que contre le représentant de cette masse.

Toute action intentée contrairement aux dispositions du présent article doit être déclarée d'office irrecevable.

### 〔解 説〕

社債権者団体の代表者は、社債権者総会の授権があるときは、本条第1項の訴を提起する唯一の適格者となるから、この規定に反し、個々の社債権者が提訴しても、不適法として却下される（3項）。社債権者全員に対する訴についても、代表者が被告適格を有するから（2項）、社債権者中の個人を相手取った提訴も却下される。

社債権者総会が組織されず、したがって授権も行なわれない場合に、社債権者中の一部の者が提起した訴であっても、それが社債権者の共通の利益をまもるためのものであれば、判決の既判力（force exécutoire）は全社債権者に及ぶ（1935年8月8日のデクレ・ロワ1条）。

本法第402条第2項は、解散会社の清算人選任の請求をなしうる者として、会社債権者を挙げているが（3号）、この請求をなしうる唯一の適格者も社債権者団体の代表者とされる（本条1項末段）。

### 法第302条〔代表者の権限——その2〕

①社債権者団体の代表者は、会社の経営に関与することができない。

代表者は、株主総会への出席権はこれを有するも、議決権はこれを有しない。

②代表者は、株主と同一の条件で、株主が利用しうる書類の閲覧権を有する。

Loi Art. 302.—Les représentants de la masse ne peuvent s’immiscer dans la gestion des affaires sociales. Ils ont accès aux assemblées générales des actionnaires, mais sans voix délibérative.

Ils ont le droit d’obtenir communication des documents mis à la disposition des actionnaires dans les mêmes conditions que ceux-ci.

#### 〔解 説〕

社債権者団体の代表者は、社債権者たることも株主たることも要しないから、総会への出席権をとくに認めた規定である。代表者たる資格、欠格者については、法第295条および第296条に規定されているとおりであるが、法人が代表者に選任された場合に関し、法人取締役に関する法第91条のような規定は存しないから、必ずしも常任者を定めておく必要はないものと解する。

株主総会への出席権 (droit d’accès) はあるけれども、定款に定めがないかぎり、招集通知を受ける権利 (droit d’être convoqué) はないとする学説がある (Hémard et al., op. cit., tome II, 1974, p. 54)。しかし、出席権がある者には、招集通知を受ける権利をも認めるべきである。

#### 法第 303 条〔代表者の報酬〕

①社債権者団体の代表者の報酬は、社債権者総会がこれを定め、起債会社がこれを負担する。

②代表者の報酬の定めがないとき、または、会社が報酬の額を争うときは、代表者の報酬は裁判所が決定をもってこれを定める。

## 社 債

Loi Art. 303.—La rémunération des représentants de la masse fixée par l'assemblée générale des obligataires est à la charge de la société débitrice.

A défaut de fixation de cette rémunération, ou si son montant est contesté par la société, il est statué par décision de justice.

### 令第 218 条〔裁判所長による報酬の決定および減額〕

①社債権者の総会が団体の代表者の報酬を定めなかったときは、その報酬は、会社または当該社債権者団体の代表者の請求にもとづき、大審裁判所長がこれを定める。

②社債権者の総会によって定められた報酬の額は、会社の請求にもとづき、大審裁判所長が、即決審理手続により、これを減額することができる。

Déc. Art. 218.—Si l'assemblée générale des obligataires n'a pas statué sur la rémunération des représentants de la masse, celle-ci est fixée par le président du tribunal de grande instance, statuant sur requête, à la demande de la société ou du représentant de la masse intéressé.

Le montant de la rémunération allouée par l'assemblée générale des obligataires peut être réduit, à la demande de la société, par le président du tribunal de grande instance statuant en référé.

### 〔解 説〕

報酬の決定権は通常総会にある（法312条）。選任機関が報酬を定めるのが当然だからである。ただし、総会が報酬を定めなかったときは、起債会社または代表者の請求に基き、大審裁判所長が決定する。決定の手続は、非対審的で相手方を呼出さないで行なわれる（sur requête）。総会が定めた報酬の額が過大であるとして、会社はその減額を請求したときは、大審裁判所長が相手方を呼出し、対審的な手続で（en référé）減額の可否を決定する。

総会または裁判所が決定した額を超える報酬を支払った会社およびこれを受け

ることを承諾した代表者に対しては、2000フラン以上12万フラン以下の罰金刑が科せられる（法476条）。代表者は支払を受けた金額を会社に返還しなければならない（同条2項）。

#### 法第 304 条〔社債権者総会の開催〕

同一の団体に属する社債権者の総会は、いつでもこれを開催することができる。

Loi Art. 304.—L'assemblée générale des obligataires d'une même masse peut être réunie à toute époque.

#### 〔解説〕

定時に開催すべき旨の規定は存しない。場所は起債会社の本店またはこれと同一県内の他の場所でなければならない（令226条）。株主総会の招集地と同じである（法158条5項）。同一県内であれば、本店の隣接地たることを要しない（日商233条と対照）。

#### 法第 305 条〔社債権者総会の招集権〕

①社債権者の総会は、取締役会、董事会もしくは業務執行者または社債権者団体の代表者が、清算中であるときは清算人が、これを招集する。

②特定の社債権者団体の構成員が有する社債券の30分の1以上を有する1人または数人の社債権者は、起債会社および団体の代表者に対して総会の招集を請求することができる。

③命令の定める期間内に総会が招集されなかったときは、請求をした者は、その中の1人に委託して、総会を招集すべき受任者の指名を裁判

## 社 債

所に請求させることができる。

Loi Art. 305.—L'assemblée générale des obligataires est convoquée par le conseil d'administration, le directoire ou les gérants, par les représentants de la masse ou par les liquidateurs pendant la période de liquidation.

Un ou plusieurs obligataires, réunissant au moins le trentième des titres d'une masse, peuvent adresser à la société et au représentant de la masse une demande tendant à la convocation de l'assemblée.

Si l'assemblée générale n'a pas été convoquée dans le délai fixé par décret, les auteurs de la demande peuvent charger l'un d'entre eux de poursuivre en justice la désignation d'un mandataire qui convoquera l'assemblée.

### 令第 220 条〔少数社債権者の招集請求手続〕

①会社法第 305 条第 2 項に定める条件にしたがい社債権者の総会の招集を請求するには、裁判外の送達証書または配達証明付書留郵便によって、これを行なわなければならない。この請求には、総会の議事日程を示すことを要する。

②会社法第 305 条第 3 項に定める期間は、招集請求のときから 2 ヶ月とする。同項に定める受任者は、大審裁判所長が即決審理手続により、議事日程を定めるとともに、これを指名する。

Déc. Art. 220.—La demande tendant à la convocation de l'assemblée générale des obligataires, dans les conditions prévues à l'article 305, alinéa 2, de la loi sur les sociétés commerciales, est effectuée par acte extrajudiciaire ou par lettre recommandée avec demande d'avis de réception. Elle indique l'ordre du jour à soumettre à l'assemblée.

Le délai prévu à l'article 305, alinéa 3, de la loi précitée est de deux mois à compter de la demande de convocation. Le mandataire prévu

au même alinéa est désigné par le président du tribunal de grande instance statuant en référé, qui fixe l'ordre du jour de l'assemblée.

〔解 説〕

最初の社債権者総会は、社債権者団体の代表者が未だ決っていないから、取締役会、董事会または業務執行者が招集するが、代表者が選任された後は、代表者にも招集権があり、清算中は清算人に招集権がある。

少数社債権者の招集権につき、本条第 2 項は社債券の 30 分の 1 以上とした。この関係から招集請求をなすに際しては、起債会社に対して、発行済社債の口数および未償還の社債の口数の開示を請求することができる（令 232 条）。請求の相手方は、起債会社および社債権者団体の代表者である。代表者がいない場合は、法第 297 条にもとづき、裁判所に代表者の指名を求めなければならない。

招集請求の書類（令 220 条 1 項）が相手方に到達した日から 2 ヶ月以内に（*Mercadal et al., op. cit., p. 777*）総会が招集されなかったときは、請求者は、大審裁判所長に対して、総会招集のための受任者の指名を請求することができる。大審裁判所長は、相手方を呼出す対審方式の即決手続（*référé*）によって、受任者を指名し、かつ、議事日程を定める。

法第 306 条〔社債権者総会の招集方法〕

①社債権者総会の招集は、株主総会の招集と同一の手続および期間にしたがってこれを行なう。招集通知には、命令に定める特別の事項を記載しなければならない。

②不適法に招集された総会の決議は、これを取消することができる。ただし、当該社債権者団体に属する社債権者の全員が出席し、または代理人を出席させていた場合には、取消の訴を提起することができない。

## 社 債

Loi Art. 306.—La convocation des assemblées générales d'obligataires est faite dans les mêmes conditions de forme et de délai que celle des assemblées d'actionnaires. En outre, les avis de convocation contiennent des mentions spéciales qui sont déterminées par décret.

Toute assemblée irrégulièrement convoquée peut être annulée. Toutefois, l'action en nullité n'est pas recevable lorsque tous les obligataires de la masse intéressée sont présents ou représentés.

### 令第 221 条〔招集通知の記載事項〕

社債権者総会の招集の通知には、命令第 123 条に規定する記載事項のほか、つぎの事項を記載しなければならない。

- 1° 総会に招集される社債権者団体に属する社債権者が引受けた社債の表示
- 2° 招集を行なった者の氏名、住所およびその資格
- 3° 総会を招集すべき受任者が裁判所によって指名された場合には、これを指名した裁判所の決定の日付。

Déc. Art. 221.—Outre les mentions prévues à l'article 123, l'avis de convocation de l'assemblée générale des obligataires contient les indications suivantes :

- 1° L'indication de l'emprunt souscrit par les obligataires dont la masse est convoquée en assemblée ;
- 2° Le nom et le domicile de la personne qui a pris l'initiative de la convocation et la qualité en laquelle elle agit ;
- 3° Le cas échéant, la date de la décision de justice désignant le mandataire chargé de convoquer l'assemblée.

### 令第 222 条〔招集通知の公告と特例〕

①招集通知は、本店の存する県において発行される法定公告掲載紙に掲載しなければならない。会社が資金を公募している場合には、法定公報（全国版）にも

掲載しなければならない。

②会社が発行した社債がすべて記名式である場合には、各社債権者に宛てて会社がその費用で発送する書留郵便による招集をもって、前項に定める掲載に代えることができる。

Déc. Art. 222.—L'avis de convocation est inséré dans un journal habilité à recevoir les annonces légales dans le département du siège social et, en outre, si la société fait publiquement appel à l'épargne, au Bulletin des annonces légales obligatoires.

Si toutes les obligations émises par la société sont nominatives, les insertions prévues à l'alinéa précédent peuvent être remplacées par une convocation faite aux frais de la société, par lettre recommandée adressée à chaque obligataire.

#### 令第 223 条〔招集通知の方式〕

①本命令第 222 条第 1 項に定める招集通知が掲載された日のすくなくとも 1 ヶ月前から記名式の債券を有する社債権者は、すべての総会に、通常郵便によって招集されるものとする。これらの社債権者は、書留費用を会社に提供することを条件として、書留郵便による招集を請求することができる。

②社債の共有者は、前項の期間内に、記名社債原簿の記載によってその権利が確認された場合は、前項と同一の方式によってこれを招集する。

③社債に用益権が設定されている場合には、会社法第 163 条第 1 項により議決権を有する者は、前項と同一の手続および条件にしたがってこれを招集する。

Déc. Art. 223.—Les obligataires, titulaires de titres nominatifs depuis un mois au moins à la date de l'insertion de l'avis de convocation prévue à l'article 222, alinéa 1<sup>er</sup>, sont convoqués à toute assemblée par lettre ordinaire. Sous la condition d'adresser à la société le montant des frais de recommandation, ils peuvent demander à être convoqués par lettre recommandée.



## 社 債

Tous les copropriétaires d'obligations indivises sont convoqués dans les mêmes formes, lorsque leurs droits sont constatés, dans le délai prévu à l'alinéa précédent, par une inscription nominative.

Lorsque les obligations sont grevées d'un usufruit, le titulaire du droit de vote déterminé par l'article 163, alinéa 1, de la loi sur les sociétés commerciales, est convoqué dans les mêmes formes et sous les mêmes conditions.

### 令第 224 条〔招集通知と総会日との間に存すべき期間〕

本命令第 126 条および第 127 条の規定は、社債権者の総会の招集にこれを準用する。

Déc. Art. 224.—Les dispositions des articles 126 et 127 sont applicables aux convocations des assemblées générales d'obligataires.

### 令第 224 — 1 条〔適用除外規定〕

(1969年12月24日命令第69—1226号により追加) 本命令第129条ないし第131条の規定は、社債権者の総会には、これを適用しない。

Déc. Art. 224-1.— (Décr. n° 69-1226 du 24 déc. 1969.) Les dispositions des articles 129 à 131 ne sont pas applicables aux assemblées d'obligataires.

### 令第 242 条〔罰則〕

本命令第 221 条、第 222 条および第 231 条の規定に違反した者は、1200フラン以上3000フラン以下の罰金に処す。

Déc. Art. 242.—Toute infraction aux dispositions des articles 221, 222 et 231 du présent décret sera punie d'une amende de 1 200 F à 3 000 F.

## 〔解 説〕

1. **総会の招集方法** 社債権者総会の招集の手続および期間は、株主総会の招集の場合と同じである。したがって、口頭による招集は無効である。(Mercadal et al., op. cit., p. 779, 本書第 2 巻 708 頁)。口頭による通知を受けなかった一部社債権者を含む全社債権者が出席し、または、代理人を出席させた場合においても(本条 2 項)、かかる総会の決議は書面による招集を必要とする強行規定に反し、無効であると解すべきであろう(法 360 条 2 項参照)。ただし、書面による招集通知を発した場合、一部の社債権者に対する通知が欠けていたとき等は、本条第 2 項により有効となることもありうるであろう(本書第 2 巻 711 頁)。

2. **招集通知の記載事項** 株主総会の招集通知の記載事項(令 123 条, 邦訳は本書第 2 巻 703 頁参照)のほか、つぎの事項をも記載することを要する(令 221 条)。

- 1° 総会に招集される社債権者団体に属する社債権者が引受けた社債の表示
  - 2° 招集を行なった者の氏名, 住所およびその資格
  - 3° 総会を招集すべき受任者が裁判所によって指名された場合には、その裁判所の決定の日付
- 第 3 号の受任者とは、法第 305 条第 3 項の規定にもとづく受任者をいう。

3. **通知方法** 令第 222 条第 1 項の公示の 1 ヶ月前から記名式の債券を有する社債権者には、通常郵便により、費用自己負担でとくに書留郵便による通知を請求した者には書留郵便によって、それぞれ通知しなければならない(令 223 条 1 項)。令第 204 条の社債原簿によって、共有が確認された社債権者に対しても、前と同様の方法で通知しなければならない(同条 2 項)。用益権者のある社債に関しては、通常総会の場合は用益権者に、特別総会の場合は虚有権者に対して、同様の方法で通知しなければならない(同条 3 項)。

4. **招集の公告** 本店所在の県で発行される法定公告掲載紙、資本を公募している会社は法定公報(全国版)で公告しなければならない(令 222 条 1 項)。ただし、社債がすべて記名式である会社は、会社の費用で発する書留郵便による通知をすれば、法定公報による公告をすることを要しない(同条 2 項)。

## 社 債

5. 通知・公告と総会の日までの期間 株主総会に関する令第126条の規定が準用され（令224条）、招集通知を最後に掲載した日または書留郵便を発送した日の翌日から、第1回総会の日の前日まで正味15日の期間をおかななければならない。その後の総会の場合は正味6日間とする（令126条）。

### 法第307条〔社債権者総会の議事日程〕

- ①総会の議事日程は、招集者がこれを作成しなければならない。
- ②前項の規定にかかわらず、1人または数人の社債権者は、第305条第2項に定める条件にしたがい、議事日程に決議の案文を記載することを要求することができる。決議の案文は議事日程に記載し、議長はこれについて総会の決議を求めなければならない。
- ③総会は、議事日程に記載されていない問題を審議することはできない。
- ④第2回目の招集のときは、議事日程を変更することができない。
- ⑤第167条の規定は、これを総会に適用する。

Loi Art. 307.—L'ordre du jour des assemblées est arrêté par l'auteur de la convocation.

Toutefois, un ou plusieurs obligataires ont la faculté, dans les conditions prévues à l'article 305, alinéa 2, de requérir l'inscription à l'ordre du jour de projets de résolution. Ceux-ci sont inscrits à l'ordre du jour et soumis par le président de séance au vote de l'assemblée.

L'assemblée ne peut délibérer sur une question qui n'est pas inscrite à l'ordre du jour.

Sur deuxième convocation, l'ordre du jour de l'assemblée ne peut être modifié.

Les dispositions de l'article 167 sont applicables.

**令第 226 条〔招集の場所〕**

発行契約に反対の条項がないかぎり、社債権者の総会は、起債会社の本店またはこれと同一県内の他の場所に招集しなければならない。

Déc. Art. 226.—Sauf clause contraire du contrat d'émission, l'assemblée générale des obligataires est réunie au siège de la société débitrice ou en tout autre lieu du même département.

**令第 228 条〔議事録等の預託場所、議事録の謄抄本〕**

①社債権者総会は、委任状および議事録を、出席簿と共に、預託すべき場所を定めなければならない。

②議事録の謄本または抄本には、社債権者団体の代表者または総会の書記による証明を要する。

Déc. Art. 228.—L'assemblée générale des obligataires fixe le lieu où sont déposés, avec la feuille de présence, les pouvoirs des obligataires représentés et les procès-verbaux.

Les copies ou extraits de procès-verbaux sont valablement certifiés par un représentant de la masse ou le secrétaire de l'assemblée.

**〔解 説〕**

1. 議事日程 招集者が作成する(法307条1項)。法第305条第3項にもとづき、大審裁判所長が総会招集受任者を指名する場合は、指名と同時に議事日程をも定める(令220条2項)。総会は、議事日程に記載されていない事項を審議決定することはできない(本条3項)。株主総会が議事日程に記載されていない事項を審議決定した場合については、決議を無効とする明文があるが(法173条、160条3項)、社債権者の総会に関してはそのような明文こそ見当たらないけれども、強行規定に反するものとして無効と解すべきである(Mercadal et al., op. cit., p. 780-781)。

2. 少数社債権者の提案権 特定の社債権者団体の構成員の1人または数

## 社 債

人が、社債券の30分の1以上を有するときは、起債会社および社債権者団体の代表者に対して、議事日程に決議の案文を記載することを請求することができる（本条2項）。総会の会日の15日前には、議事日程に記載した招集通知が届くから（令224条、126条）、それを検討したうえで提案することになる。株主総会の場合は、会日の25日前までとされているのに比べると（令129条2項、224-1条）、この期間は短かきに失するようにおもわれる。提案された決議の案文は、これを議事日程に記載して、総会の議に付さなければならない（本条2項）。これに違反した場合には、少数社債権者は、法第305条第2項にもとづき、あらたな総会の招集を求めることができる（Mercadal et al., op. cit., p. 780）。

第2回目の招集のときは、議事日程を変更してはならないけれども（本条4項）、第2回目になって初めて少数社債権者の提案が議事日程に登場するのであるから、この場合は、本条第4項にいう変更には該当しない。

**3. 出席簿の作成** 株主総会の出席簿に関する規定（法167条）が、社債権者の総会にも準用される（本条5項）。これについては、本書第2巻748頁以下を参照されたい。

### 法第308条〔社債権者の各別総会開催、出席権および議決権〕

①複数の社債権者団体がある場合においては、いかなるときといえども、共同の総会で審議することはできない。

②社債権者は、総会に参加し、またはその選任した代理人に参加させる権利を有する。

③償却の対象となっているにもかかわらず、起債会社の債務不履行のため、または償還の条件に関して争いがあるために、未だ償還をうけていない社債券の所持人は、総会に参加することができる。

④起債会社の資本の10分の1以上を有する会社は、その有する社債をもって総会において議決権を行使することができない。

Loi Art. 308.—S'il existe plusieurs masses d'obligataires, elles ne peuvent en aucun cas délibérer au sein d'une assemblée commune.

Tout obligataire a le droit de participer à l'assemblée ou de s'y faire représenter par un mandataire de son choix.

Les porteurs d'obligations amorties et non remboursées par suite de la défaillance de la société débitrice ou à raison d'un litige portant sur les conditions de remboursement, peuvent participer à l'assemblée.

La société qui détient au moins 10 p. 100 du capital de la société débitrice ne peut voter à l'assemblée avec les obligations qu'elle détient.

#### 令第 225 条〔総会出席権者〕

①総会に参加する権利を有する者は、会社の記名社債原簿に社債権者として登録されている者、招集通知により指定された場所に無記名社債券を預託した者、またはこれらの証券の保管者である銀行その他の金融機関もしくは公認仲買人が発行した保管証明書を預託した者、(1983年5月2日の命令第83—36号により追加)《または、1983年5月2日の命令第83—359号の定める仲介機関が発行し、その総会の会日までに口座に登録された社債券が処分できないものであることを証明する証書》を預託した者とする。

②前項の手続を完了すべき日は、総会の会日より5日を超える前の日に定めなければならない。この日付は招集通知に記載しなければならない。

Déc. Art. 225.—Le droit de participer aux assemblées peut être subordonné, soit à l'inscription de l'obligataire sur le registre des obligations nominatives de la société, soit au dépôt, aux lieux indiqués par l'avis de convocation, des obligations au porteur ou d'un certificat de dépôt délivré par la banque, l'établissement financier ou l'agent de change dépositaire de ces obligations (Décr. n° 83-363 du 2 mai 1983) «ou d'un certificat de l'intermédiaire habilité prévu par le décret n° 83-359 du 2 mai 1983 constatant l'indisponibilité des obligations inscrites en compte jusqu'à la date

社 債

de l'assemblée.»

La date avant laquelle ces formalités doivent être accomplies, ne peut être fixée plus de cinq jours avant celle prévue pour la réunion de l'assemblée. Elle doit être indiquée dans l'avis de convocation.

### 令第229条〔委任状の記載および効力〕

命令第132条の規定は、社債権者を総会において代理するために授与される委任状に、これを準用する。

Déc. Art. 229.—Les dispositions de l'article 132 sont applicables aux procurations données par les obligataires pour être représentés aux assemblées.

### 〔解 説〕

1. 総会の各別開催 発行の回を同じくする社債券の所持人ごとに団体を組織するものであるから（法293条1項）、総会も各別に開催されなければならない。ただし、企業成長の成果に従業員を参加させるために従業員に対して発行交付される社債のように数回にわたり継続して発行する場合には、同等の権利を有する社債券の所持人を単一の団体に組織することができる（法293条2項）。

2. 出席権 令第225条に定める手続を了した社債権者が出席権を有する。社債権者の出席を故意に妨げた者は刑事制裁を受ける（法473条1号）。社債権者は代理人を出席させることができる。それを禁止するような条項が定款または発行契約に存したとしても、かかる条項は記載のないものとみなすべきであり、株主の場合のような明文の規定（法161条3項）は、社債権者に関しては設けられていないけれども、株主の場合と同様に解すべきものとされている（Mercadal et Janin, Memento, 1979, p. 708）。償還の決定があっても、現実に償還を受けていない社債券の所持人も出席権を有する（本条3項）。

3. 委任状 株主総会の場合の委任状の規定（令132条）が準用される。この点については、本書第2巻722頁以下参照。なお、社債権者総会の委任状には、

印紙税が課せられない (Mercadal et Janin, op. cit., p. 709)。

4. 議決権の制限 起債会社の株主が、株主であると同時に社債権者でもあるときには、社債権者として議決に加わることができるのは言うまでもないけれども、他の会社が、起債会社の社債権者であると同時に、起債会社の資本の10分の1以上を有する株主であるときは、社債権者として議決に加わることができない。違反した社長、取締役、副社長または業務執行者に対しては2000フラン以上4万フラン以下の罰金刑が科せられる (法474条6号)。10分の1未満ならば制限されないわけである。10分の1という基準が設けられた経緯について、Hamiautによれば、旧規定たる1935年10月30日のデクレ・ロワの第15条第4項では、30パーセント以上が制限されていたが、新会社法制定の際に、下院のRené Pleven氏が、20パーセントないし25パーセントでも容認しがたいと主張したので、結局10分の1という基準に決まったという (Hamiaut, op. cit., tome III, p. 280)。

#### 法第 309 条〔社債権者の代理人の欠格事由一その1〕

起債会社または起債会社の債務の全部または一部を保証している会社の業務執行者、取締役、董事会および監事会の構成員、副社長、会計監査役または従業員、ならびに、これらの者の直系尊属、直系卑属および配偶者は、社債権者の代理人となることができない。

Loi Art. 309.—Ne peuvent représenter les obligataires aux assemblées générales, les gérants, administrateurs, membres du directoire et du conseil de surveillance, directeurs généraux, commissaires aux comptes ou employés de la société débitrice ou des sociétés garantes de tout ou partie des engagements de ladite société, ainsi que leurs ascendants, descendants et conjoint.

#### 〔解 説〕

自由な立場で審議することができるようにするために、代理人となり得ない



## 社 債

者を定めた規定である (Ripert par Roblot, op. cit., tome I, 8<sup>e</sup> éd., p. 850)。事実上の指揮者 (dirigeants de fait) が社債権者の代理人となったときは、本条に規定された者が社債権者の代理人となった場合と同様に、罰金刑に処せられる (法 478 条, 474 条 1 号)。したがって、事実上の指揮者も本条に加えなければならない (Hémard et al., op. cit., tome III, p. 148)。

### 法第 310 条〔社債権者の代理人の欠格事由—その 2〕

銀行業を営むことを禁じられている者、および資格のいかんを問わず会社の指揮、管理、業務執行をなす権限を奪われている者に対しては、社債権者を代理する権限を付与することができない。

Loi Art. 310.—La représentation d'un obligataire ne peut être confiée aux personnes auxquelles l'exercice de la profession de banquier est interdit ou qui sont déchues du droit de diriger, d'administrer ou de gérer une société à un titre quelconque.

### 〔解 説〕

1946年5月28日命令第46—1247号 (1966年1月25日の命令第66—82号4条により改正) 第2条により、つぎに掲げる者は、銀行業を営んだり、銀行またはその支店その他の店舗において、その資格のいかんを問わず、これを指揮し、管理し、もしくは業務執行を行なうことを禁じられている。

①一定の犯罪につき有罪の判決を受けた者および破産宣告をうけて復権していない破産者に対して銀行業に従事することを禁止する1930年6月19日の法律第1条および第2条の適用をうけた者。

②フランス国籍を有しない者またはフランス国籍法典に関する1945年10月19日のオルドナンス第81条第2号により権利享有を欠く者。ただし、大蔵大臣が個別的にその特例を認めた者はこのかぎりでない。

③会社の業務執行者および取締役に対し、破産および破産犯罪に関する法令を適用するための1935年8月8日のデクレ第2条および第3条により有罪判決をうけた者。

これらの者が社債権者総会において社債権者の代理人となったときは、2000フラン以上4万フラン以下の罰金刑に処せられる（法474条2号）。

### 法第 311 条〔社債権者総会の議長〕

①社債権者総会においては、社債権者団体の代表者の1人が議長となる。代表者が欠席したとき、または代表者間で意見が一致しないときは、総会は議長の職務を行なうべき者1人を指名しなければならない。裁判所で指名された受任者が招集した総会においては、この者が議長となる。

②第 297 条および第 298 条に定める条件にしたがって指名または選任された代表者がいない場合には、第 1 回総会は、最も多くの社債を有する者またはその受任者が仮議長となって、これを開会しなければならない。

Loi Art. 311.—L'assemblée est présidée par un représentant de la masse. En cas d'absence des représentants ou en cas de désaccord entre eux, l'assemblée désigne une personne pour exercer les fonctions de président. En cas de convocation par un mandataire de justice, l'assemblée est présidée par ce dernier.

A défaut de représentants de la masse désignés dans les conditions prévues aux articles 297 et 298, la première assemblée est ouverte sous la présidence provisoire du porteur détenant ou mandataire représentant le plus grand nombre d'obligations.

### 令第 227 条〔準用規定〕

令第 145 条、第 147 条、第 149 条および第 150 条は、社債権者総会にこれを準

社債  
用する。

Déc. Art. 227.—Les dispositions des articles 145, 147, 149 et 150 sont applicables aux assemblées d'obligataires.

## 〔解説〕

1. **総会の議長** 社債権者団体の代表者1人が議長になる。代表者の数は法第294条によって1人ないし3人と定められているから、1人の場合はその人が議長となるが、その人が欠席した場合は、総会は、議長の職務代行者1人を指名しなければならない。指名のための総会の議長は、社債の最多保有者またはその代理人がつとめる (Vuillermet, op. cit., p. 273)。代表者が2人または3人あって、その間の意見がまとまらず、議長を決めかねるときも、総会において議長の職務代行者1人を、同様の方法で指名しなければならない。緊急の場合に法第297条に基づいて裁判所が代表者を指名しているときは、この者が総会を招集し、議長となる。

法第297条に基づく裁判所の指名がない場合および法第298条に基づく選任がない場合には、第1回総会は、筆頭社債権者またはその委任を受けた者が議長となって、開会しなければならない (本条2項)。

2. **出席簿** 株主総会の出席簿に関する令第145条の規定が準用される (令227条)。ただし、株主総会の出席簿が本店に備置かれるのに対して (法170条, 令142条, 法475条), 社債権者総会の出席簿は、総会において、本店以外の場所に預託することを定め得る点に差異がある (令228条1項)。それにもかかわらず、法第475条 (罰則) が、本店以外の場所に預託することを処罰の対象としているのはおかしい、調整を要すとの指摘がある (Mercadal et. al., op. cit., p. 713)。

3. **投票立会人および書記** 株主総会の投票立会人および書記に関する規定が準用される (令147条)。すなわち、社債権者集会の構成員であって、最多数の議決権を有し、かつ、就任を承諾する者2人が立会人になる。議決権には自己の議決権のほか、代理をも含む。法人も立会人たりうるが、その場合には 法人を代

表して社債権者集會に出席する者が立会人になる。書記は社債権者たることを要しない（令147条2項）。

4. 議事録 株主総会の議事録に関する規定が準用される（令149条）。詳細は本書第2巻787頁以下参照。ただし、備置場所は、起債会社の本店に限らず、社債権者集會が定める場所であってもよい（令228条1項）。

### 法第312条〔社債権者団体の通常総会の権限〕

通常総会は、社債権者団体の代表者の選任、その任期、および、代表者の報酬、補充、解任の必要ある場合はその決定、ならびに、社債権者の利益保護および社債契約の履行を目的とするすべての措置、この措置によって生じる管理費、その他一般に保存または管理の性格を有する一切の措置に関して審議するものとする。

Loi Art. 312.—L'assemblée générale ordinaire délibère sur la nomination des représentants de la masse, la durée de leurs fonctions, la fixation, s'il y a lieu, de leur rémunération, leur suppléance, leur révocation, ainsi que sur toutes mesures ayant pour objet d'assurer la défense des obligataires et l'exécution du contrat d'emprunt, sur les dépenses de gestion que ces mesures peuvent entraîner et, en général, sur toutes mesures ayant un caractère conservatoire ou d'administration.

#### 〔解説〕

1. 通常総会の権限 社債権者総会の通常決議を要する事項はつぎのとおりである。

①社債権者団体の代表者の選任、その任期、報酬を支払うことを定めたときはその額、代表者の補充および解任。

## 社 債

②社債権者の利益の保護および社債契約の履行を目的とする一切の措置。たとえば、総社債権者のためにする訴の提起（法301条1項）、起債会社解散の場合における清算人選任の請求（法402条2項）、ならびに、これらの訴提起を見合わせること。

③以上の①および②の措置のための費用（*dépens de gestion*）の支出。ただし、社債権者団体自体には資産がないから、この費用は一応会社が支出することになるが、費用の性質は社債権者の利益のためのものであるから、終局的には各社債権者が負担すべきものであり、法第320条は、年間に支払うべき社債の利息の10分の1以内で大審裁判所長が決定をもって定める額を、会社が利息から控除しうるものと定めている。実際上は、数年間にわたってこの控除が行なわれる。（*Hémard et al., op. cit., pp. 154-155.*）

④保存管理行為。代表者は法第300条に基き、これらの行為をなす権限を付与されているが、具体的にいかなる行為を行わせるかは総会において決めなくてはならない。たとえば、合併に対する異議（法381条の2）、分割に対する異議（法321-1条3項）、更生整理手続中の和議の申出に対して陳述すべき意見の内容の決定（法335条）などである。要するに、これらの事項について代表者がいかなる態度（*attitude*）をとるべきかを決定するのである。

**2. 定足数および多数決の条件** 第1回総会では議決権ある社債の4分の1以上を有する社債権者の出席を要するが、第2回の招集にもとづくときは、定足数を要しない（法314条1項、155条2項）。多数決の条件は、表示された議決権の過半数とし、票決に付された場合には、白票は有効投票に算入しない（法314条1項、155条3項）。

### 法第313条〔社債権者団体の特別総会の権限〕

特別総会は、社債契約の変更を目的とするすべての提案、とりわけ、つぎの事項を審議するものとする。

1° 会社の目的または形態の変更に関するすべての提案

- 2° 係争中または裁判所の裁判の対象となっている権利に関する示談または和解の提案
- 3° 第 380 条および第 384 条に定められていない場合の合併または分割の提案
- 4° 社債権者団体を構成している社債権者の権利に優先する権利を与える社債の発行に関する提案
- 5° 社債権者のために設定された担保権の全部または一部の放棄、利子の支払期限の繰延べおよび償還方法または利率の変更に関するすべての提案。

Loi Art. 313.—L'assemblée générale extraordinaire délibère sur toute proposition tendant à la modification du contrat et notamment :

- 1° Sur toute proposition relative à la modification de l'objet ou de la forme de la société ;
- 2° Sur toute proposition, soit de compromis, soit de transaction sur des droits litigieux ou ayant fait l'objet de décisions judiciaires ;
- 3° Sur les propositions de fusion ou de scission de la société, dans les cas prévus aux articles 380 et 384 ;
- 4° Sur toute proposition relative à l'émission d'obligations comportant un droit de préférence par rapport à la créance des obligataires composant la masse ;
- 5° Sur toute proposition relative à l'abandon total ou partiel des garanties conférées aux obligataires, au report de l'échéance du paiement des intérêts et à la modification des modalités d'amortissement ou du taux des intérêts.

## 社 債

### 〔解 説〕

1. **特別総会の権限** 特別総会でも決議できない事項があるが、その点については法第317条の解説参照。それ以外ならば、社債契約の変更を目的とする一切の提案について審議決定する権限がある。社債権者といえども、会社の盛衰に無関係な者ではないから、会社が苦境に陥った場合には、会社のために、自己の権利関係に不利な提案であっても、それに同意すべきであり、そのためには、社債権者全員に同じ犠牲を甘受してもらわなければならないから、かかる提案に対しては、特別総会決議による承認を必要とするのである。本条は社債契約の変更のうちの主なるものを例示的に列挙している。なお、本条関係の立法の変遷については、Ripert par Roblot, op. cit., tome I, 8<sup>e</sup> éd., p. 854 参照。

本条の提案は株主総会に対して行われるものであるが、社債権者団体の代表者は、株主総会への出席権があり（法302条1項）、従って、株主総会の招集通知ないし開催通知を受ける権利をも有するから、社債権者の権利に影響を及ぼす議題が提案されているときには、社債権者の特別総会を招集しなければならない。

日本の商法では、社債権者の利害に重大な関係を有する事項に関しては、社債の発行会社または受託会社は、社債権者集会を招集することになるであろうが、この場合には、裁判所の許可を得て招集しなければならない（日商319条、320条）。

本条にはとりわけ重要な事項が列挙されている。すなわち

(1) 起債会社と社債権者との双方に関するものは、つぎの各項目である。

①**会社の目的の変更** この場合の会社の目的とは、定款目的 (objet social) をいう。定款目的を変更することが社債権者の権利に直接影響をあたえることはないとしても、新たな目的とされる営業を始めることが社債権者に対して禍となることが明かであれば、それは延いては社債権者の権利を害することとなるからである (Hémard et al., op. cit., p. 155)。

②**起債会社の形態の変更** 株式会社を株式合資会社に、株式合資会社を株式会社に変更する場合に限る。合名会社および有限会社は、社債の発行を禁じられているからである（法469条）。起債会社の組織変更には、社債権者総会の承認を必要とする（法237条2項、法251条2項）。

以上①および②について総会の承認が得られなかった場合、起債会社は社債の償還を申出て、総会の不承認決議を無視することができる（法321条の解説参照）。

③起債会社の合併または分割 起債会社が他の会社に吸収合併される場合（法380条1項）、分割については、起債会社が分割出資をする場合（法384条1項）に、総会の特別決議を必要とする。不完全分割すなわち起債会社はその資産の一部を他の会社に分割出資する場合も同様とする（Hémard et al., op. cit., p. 156; Mercadal et al., op. cit., p. 714）。これらの場合に総会が承認決議を拒んだときには、起債会社は社債の償還を申出て、これを無視し、合併または分割もしくは不完全分割を実施することができる（法321—1条の解説参照）。

④総会を構成している社債権者の権利に優先する権利を与える社債の発行 総会において承認されなかった場合、起債会社がそれを無視しうる点については後出法321条の解説を参照されたい。

(2) 社債発行条件に関係するものは、つぎの各項目である。

①係争中または裁判の対象になっている権利に関する示談または和解 社債権者の負担を加重するような示談は許されない（法317条）。社債権者中のある者に有利な裁判がなされ、しかもその裁判が既判力を生じているとしても、他の社債権者に対しては効力を生じないから、これらの社債権者と起債会社との間で示談または和解をすることは、総会の特別決議があれば可能である。

②社債担保権の全部または一部の放棄、利子の支払期限の繰延べ、および、償還方法または利率の変更 これらの行為はいずれも社債権者の利害に重大な関係を有するものであるから、総会の特別決議事項とされるのは当然である。

③存続期間満了前に起債会社が、合併または分割によらないで解散した場合には、総会の特別決議により、社債の償還を請求することができる（法324条参照）。

**2. 定足数および多数決の条件** 特別総会は、出席した社債権者またはその代理人が、第1回の招集にもとづくときは議決権ある社債の2分の1以上を、第2回の招集にもとづくときは、その4分の1以上を有するときに限り有効に決議することができる。第2回の招集に必要な定足数を欠くときは、第2回総会は、その招集の日から2ヵ月内の日にこれを延期することができる（法314条1項、153条2



社 債

項)。多数決の条件は、表示された議決権の3分の2、票決に付される場合、白票は有効投票に算入しない（法314条1項、153条3項）。

#### 法第 314 条〔株主総会に関する規定の準用〕

①第153条第2項および第3項ならびに第155条第2項および第3項の規定は、これを社債権者の総会に準用する。

②第163条の規定は、これを社債に準用する。

Loi Art. 314.—Les dispositions des articles 153, alinéas 2 et 3, et 155, alinéas 2 et 3, sont applicables aux assemblées d'obligataires. Les dispositions de l'article 163 sont applicables aux obligations.

#### 〔解 説〕

本条は株主総会の定足数および多数決の条件に関する規定を社債権者総会に準用する規定である。本書第2巻664頁以下参照。

#### 法第 315 条〔社債権者の議決権〕

議決権は、社債が表章する債権の額に応じてこれを付与しなければならない。各社債については、少なくとも1個の議決権が与えられる。

Loi Art. 315.—Le droit de vote attaché aux obligations doit être proportionnel à la quotité du montant de l'emprunt qu'elles représentent. Chaque obligation donne droit à une voix au moins.

〔解 説〕

すべての社債権者が社債権者総会に出席して議決に参加しうるのが原則であり、社債に付与される議決権は、社債が表章する債権の額に応じて与えられる（法 284 条、308 条 2 項）。各社債に付き少くとも 1 個の議決権が与えられる（本条後段）。起債会社の株主が同時にその会社の社債権者である場合にも、社債権者としての総会参加権を有する。その株主が起債会社の取締役であっても同様である（Ripert par Roblot, op. cit., p. 850）。ただし起債会社の資本の 10 分の 1 以上を有する会社は、たとえ起債会社の社債権者であっても、総会における表決権はない（法 308 条 4 項）。その会社の取締役等が議決に加わったときは、刑罰に処せられる（法 474 条 6 号）。1966 年法は起債会社が社債を取引所を介して買入れ消却することを認めたが、買入れた自己社債は直ちに失効せしめられるべきものであるから、これに付て議決権を有しないことはいうまでもない（法 322 条）。違反した取締役等には刑罰が科せられる（法 474 条 6 号）。

社債権者が総会に参加するのを故意に妨げた者、社債権者であると偽って総会に出席し議決に加った者、請託に従って議決権を行使または決議に加わらないことに関して特別の利益の供与を受けた者および供与した者等々には刑罰が科せられる（法 473 条）。起債会社の役員、従業員およびこれらの者の配偶者等が総会において社債権者の代理人となったときは罰金刑に処せられる（法 474 条 1 号）。

**法第 316 条〔社債権者特別総会決議の認可裁判〕**

①特別総会の決議については、総会の日から 1 ヶ月以内に、起債会社または社債権者団体の代表者の請求にもとづき、これらの者の請求がないときはそれにつぐ 1 ヶ月以内になされた社債権者の請求にもとづき、裁判所の認可を受けなければならない。

②前項の決議に際して反対の投票をした社債権者は、認可に関する審理手続に参加することができる。

## 社 債

③認可に関する裁判の主文は、命令に定める条件にしたがって、これを公示しなければならない。

Loi Art. 316.—Les décisions de l'assemblée générale extraordinaire sont soumises à homologation judiciaire, sur la demande, dans le délai d'un mois à compter de l'assemblée, de la société débitrice ou du représentant de la masse ou, à leur défaut et dans un nouveau délai d'un mois, de tout obligataire.

Les obligataires qui ont voté contre les décisions prises, peuvent intervenir à l'instance en homologation.

Le dispositif du jugement d'homologation est publié dans les conditions fixées par décret.

### 令第 230 条〔認可の裁判，その公示，不服申立〕

①社債権者の特別総会の決議に対する認可の申請は、大審裁判所に提出しなければならない。大審裁判所は評議部において、検察官の意見を聴き、これを審理する。

②認可に関する裁判の主文は、総会招集の通知を掲載した法定公告掲載紙において、資金を公募した会社では、法定公報（全国版）においても、これを公示しなければならない。

③裁判に対しては異議を申立てることができない。会社、社債権者団体の代表者または各社債権者は、前項による掲載または最終掲載のときから15日以内に控訴を提起することができる。

Déc. Art. 230.—La demande d'homologation des décisions de l'assemblée générale extraordinaire des obligataires est portée devant le tribunal de grande instance, statuant en chambre du conseil, le ministère public entendu.

Le dispositif du jugement d'homologation est publié dans le journal

d'annonces légales dans lequel a été inséré l'avis de convocation de l'assemblée et, en outre, si la société fait publiquement appel à l'épargne, au Bulletin des annonces légales obligatoires.

Le jugement du tribunal n'est pas susceptible d'opposition. Appel peut être interjeté par la société, le représentant de la masse ou tout obligataire, dans le délai de quinze jours à compter de l'insertion ou de la dernière des insertions prévues à l'alinéa précédent.

### 〔解説〕

1. 認可の裁判 特別決議についてのみこの制度が設けられている。制度の趣旨は少数社債権者の利益を保護するためである (Vuillermet, *op. cit.*, p. 276)。商事会社に関する事項であるのに、本店所在地の大審裁判所の管轄としたのは不可解だとする批判がある (Ripert par Roblot, *op. cit.*, p. 851)。起債会社、社債権者団体の代表者、社債権者が、本条所定の期間内に認可申請をしなかった場合について、旧法 (1935年10月30日の法律24条) は、期間経過後の申請は受理しないこと、および、決議を無効 (*non avenue*) とする旨を定めていたが、同旨の条文のない1966年法の下でも、それと同様に解すべきものとされている (Mercadal et al., *op. cit.*, p. 716; Hémard et al., *op. cit.*, p. 159)。その根拠として、強行法規に反することを理由に、法第360条第2項を挙げる学者もある (Ripert par Roblot, *op. cit.*, p. 851)。

決議に際して反対投票をした社債権者は、認可に関する審理手続に参加する (*intervenir*) ことができる (本条2項)。審理は合議制の評議部 (*chambre de conseil*) において非公開で行われる (山口俊夫・概説フランス法 (上) 298頁)。参加といっても、この場合の審理手続は、検察官の意見を徴するものの、検察官が被告となるわけではないから、原告の対立を前提とする訴訟事件ではない。したがって、参加とはいっても、訴訟参加ではなく、参加を申立てた社債権者の主張を聴くという趣旨ではないかと思う。

評議部は、決議が正当であると認めたときは (*bien fondé, opportun*)、これを

## 社 債

認可し、然らざる場合は不認可の決定をなすべく、決議を変更する権限はない (Mercadal et al., op. cit., p. 716)。

申請に要した費用は、起債会社の負担とされる (法320条1項)。

2. 認可に関する裁判の主文の公示 総会招集の通知を掲載した法定公告掲載紙に、資金を公募した会社にあつては、法定公報 (全国版) にも公示しなければならない (令222条1項)。社債がすべて記名式である場合は、掲載に代えて書留郵便によって招集されるから (同条2項)、本店所在地の県内ならば、いずれの公告掲載紙に公示してもよい (Mercadal et al., op. cit., p. 716)。公示義務は社債権者団体の代表者にあるが (法475条2項)、公示費用は起債会社が負担しなければならない (法320条1項)。

3. 不服申立 異議の申立は許されないが、起債会社、社債権者団体の代表者、社債権者は、公示の日から15日以内に控訴することができる (令230条3項)。

### 法第317条〔社債権者総会における決議禁止事項〕

①総会は社債権者の負担を増加し、または同一社債権者団体に属する社債権者の間に不平等な取扱いをしてはならない。

②総会は、第199条に規定する場合を除き、社債を株式に転換することを決議することはできない。

③前2項に反する定めは記載がないものとみなす。

Loi Art. 317.—Les assemblées ne peuvent ni accroître les charges des obligataires ni établir un traitement inégal entre les obligataires d'une même masse.

Elles ne peuvent décider la conversion des obligations en actions, sous réserve des dispositions de l'article 199.

Toute disposition contraire est réputée non écrite.

〔解 説〕

総会は、たとえ特別総会の決議によっても、つぎに掲げる決議をすることは許されない。

①社債権者の負担を増加し、または、同一社債権者団体に属する社債権者間に不平等な取扱いをする決議。

②社債を株式に転換する決議。法第199条との関係および本条第2項の“第199条に規定する場合を除き”という留保文言は削除されるべきであるという点につき、本書第3巻914頁参照。

以上の禁止に反する決議は、決議がなかったものとみなされる。記載がないもの (non écrit) とみなすというのは、議事録を前提とする表現である。株主総会の議事録に関する規定が準用されることは、法第311条、命令第227条、第149条について解説したとおりである。法律の条文や定款、議事録などに記載があれば、その効力が問題となる場合があるけれども、記載があっても、記載がないものとみなすというフランス法独特の用語は、有効無効の問題を生じさせないということであるから、本条の場合は、決議の取消や不存在確認の問題を生じる余地がないわけである。

**法第 318 条〔社債権者の閲覧権〕**

①社債権者は、命令に定める条件および期間にしたがって、総会に提出される決議の案文および各報告書を閲覧する権利を有する。

②社債権者は、その属する団体の総会の議事録および出席簿については、期間の制限なく、前項と同様の権利を有する。

Loi Art. 318.—Tout obligataire a le droit d'obtenir, dans les conditions et délais déterminés par décret, communication du texte des résolutions qui seront proposées et des rapports qui seront présentés à l'assemblée générale.

## 社 債

Il a, à toute époque, le même droit en ce qui concerne les procès-verbaux et les feuilles de présence des assemblées générales de la masse à laquelle il appartient.

### 令第 231 条〔閲覧・謄写の期間および場所〕

①会社法第 318 条第 1 項の規定の適用に関して社債権者は、その属する団体の総会の開催前15日間、自らまたは代理人によって、起債会社の本店、管理部が置かれている場所または招集通知でその他の場所を指定したときはその場所において、総会に提出される決議の案文および各報告書を、閲覧または謄写する権利を有する。

②社債権者が、その属する団体の総会の議事録および出席表を閲覧または謄写する権利は、総会が選定した備置場所において行使しなければならない。

Déc. Art. 231.—En application des dispositions de l'article 318, alinéa 1<sup>er</sup> de la loi sur les sociétés commerciales, l'obligataire a le droit, pendant le délai de quinze jours qui précède la réunion de l'assemblée générale de la masse à laquelle il appartient, de prendre par lui-même ou par mandataire, au siège de la société débitrice, au lieu de la direction administrative ou, le cas échéant, en tout autre lieu fixé par la convocation, connaissance ou copie du texte des résolutions qui seront proposées et des rapports qui seront présentés à l'assemblée générale.

Le droit pour tout obligataire de prendre connaissance ou copie des procès-verbaux et feuilles de présence des assemblées générales de la masse à laquelle il appartient s'exerce au lieu de dépôt choisi par l'assemblée.

### 〔解 説〕

1. 常時閲覧権 (droit de communication permanent) 社債権者は所属団体の総会の議事録および出席簿については、期間の制限なく、何時でもこれを閲覧することができる(本条2項)。閲覧は総会が選んだ備置場所においてしなけ

## 第 319 条

ればならない（令231条2項）。株主の場合は，最近3営業年度中に開催された株主総会の議事録および出席簿に限られている（法170条参照）。差支えがあるときは，代理人に依頼して閲覧することもできる。令第231条第2項は，同条第1項のように，その点を明記してはいないけれども，代理人を総会に出席させることができるのであるから，明文がなくても当然可能である，と解されている（Mercadal et al., op. cit., p. 718）。閲覧拒否等，令第231条に違反したときは，罰金刑に処せられる（令242条）。

2. 総会直前の閲覧権 社債権者は所属団体の総会開催前の15日間に，総会に提案される決議の案文およびそれに関して提出される各種報告書を，起債会社の本店等において閲覧し，または，謄写することができる。代理人をして閲覧させることもできる（本条2項，令231条1項）。罰則（令242条）。

### 法第 319 条〔単独社債権者の監督権および閲覧権の否定〕

社債権者は，単独で会社の業務活動を監督し，または会社の書類の閲覧を請求する権利を有しない。

Loi Art. 319.—Les obligataires ne sont pas admis individuellement à exercer un contrôle sur les opérations de la société ou à demander communication des documents sociaux.

### 令第 232 条〔発行済社債および未償還社債の口数の開示〕

利害関係人は，いつでも，起債会社から発行済社債の口数および未償還の社債の口数の開示を受ける権利を有する。

Déc. Art. 232.—Tout intéressé a le droit, à toute époque, d'obtenir de la société débitrice, l'indication du nombre des obligations émises et celui des titres non encore remboursés.



## 社 債

### 〔解 説〕

社債権者は、株主とは異り、社債権者として、いわば局外者的地位に在り、経営参加権を有しないから、起債会社の経営を監督、是正する権利はこれを有しない者である。明文がなくても、本条と同様に解釈されるけれども、本条のように法律に明記しておくに越したことはない。社債権者としてのコントロールは社債権者団体の代表者の任務であり、代表者は議決権こそないものの、起債会社の株主総会に出席する権利があり、また、株主と同一の条件で、株主が利用しうる書類の閲覧権をも有している（法302条）。代表者を信任することができない場合は、通常総会においてこれを解任することができる（法299条）。

以上のように単独監督権はないけれども、起債会社に対して、発行済社債の口数および未償還の社債の口数の開示を求めることは何時でも可能である（令232条）。

### 法第 320 条〔社債権者総会の招集費用等の負担関係〕

①起債会社は、総会の招集費用、開催費用、決議の公示のための費用、ならびに第 297 条および第 316 条に規定する諸手続に要した費用を負担する。団体の総会で決議されたその他の事務処理のために要する諸費用は、社債権者に払うべき利息から控除することができる。その額は、裁判所の決定をもってこれを定めることができる。

②前項による控除は、年間に支払うべき利息の10分の1を超えてはならない。

Loi Art. 320.—La société débitrice supporte le frais de convocation, de tenue des assemblées générales, de publicité de leurs décisions ainsi que les frais résultant des procédures prévues aux articles 297 et 316. Les autres dépenses de gestion décidées par l'assemblée générale de la masse peuvent être retenues sur les intérêts servis

aux obligataires et leur montant peut être fixé par décision de justice.

Les retenues visées à l’alinéa précédent ne peuvent excéder le dixième de l’intérêt annuel.

**令第 233 条〔社債の利息から控除される諸費用の額の決定〕**

会社法第 320 条に規定する裁判は、大審裁判所長が、申請にもとづき、即決手続による命令をもってこれを行なう。この命令に対しては、不服を申立てることができない。

Déc. Art. 233.—Dans le cas prévu par l’article 320 de la loi sur les sociétés commerciales, il est statué par ordonnance sur requête, non susceptible de recours, du président du tribunal de grande instance.

**〔解説〕**

社債権者総会の招集、開催、決議の公示等に要した費用は起債会社が負担するのが当然である。緊急の場合に利害関係人が裁判所に申請して代表者を指名してもらったときの費用（法 297 条）、特別決議の認可に関する裁判に対して、起債会社、社債権者またはその代表者が提起した控訴に関する費用（法 316 条、令 230 条 3 項）も同様であるが、特別決議の認可の裁判に対して控訴した者の主張が全く理由のないものであった場合等には、裁判所は、控訴を提起した社債権者に費用の負担を命じることもできよう（民訴法典 696 条）。

本条 1 項前段の費用のほか、総会で決議されたその他の事務を処理するための費用、たとえば、総会において、代表者に報酬を支給することを定めた場合の費用等（法 312 条の解説参照）は、社債権者が負担すべき性質のものであるから、大審裁判所長に申請して、即決手続による命令によって定めてもらうことになるが、社債の利息から控除される額は年間に支払うべき利息（intérêt annuel）の 10 分の 1 以下とされる（本条 2 項）。政府原案は純利益（intérêt annuel net）となってい

## 社 債

たが、上院において修正されたという (Hamiaut, tome II, op. cit., p. 287)。大審裁判所長のこの命令に対しては、不服の申立は認められない (令 233 条後段)。

### 法第 321 条〔社債契約変更の提案が承認されなかった場合の措置〕

① (1967年 9 月 28 日 命令第 67—834 号により改正) 《第 313 条第 1 号および第 4 号の提案が社債権者の特別総会によって承認されなかった場合には、起債会社の取締役会、董事会または業務執行者は、》命令で定める期間内に社債を償還する旨を申出て、《この不承認の決議を無視することができる。》

②取締役会、董事会または業務執行者が前項により無視の決定をしたときは、命令に定める条件にしたがってそれを公示しなければならない。この命令において、償還を請求すべき期間をも定める。

Loi Art. 321.— (Ord. n° 67-834 du 28 sept. 1967.) «A défaut d'approbation par l'assemblée générale extraordinaire des propositions visées aux 1° et 4° de l'article 313, le conseil d'administration, le directoire ou les gérants de la société débitrice peuvent passer outre,» en offrant de rembourser les obligations dans le délai fixé par décret.

La décision du conseil d'administration, du directoire ou des gérants de passer outre est publiée dans les conditions fixées par décret, qui détermine également le délai pendant lequel le remboursement doit être demandé.

### 令第 234 条〔無視決定の公示、償還請求および償還の期間〕

①会社法第 321 条に定める場合において、取締役会、董事会または業務執行者

## 第 321 条

が社債権者の総会による承認の拒否を無視する決定をしたときは、総会招集の通知を掲載した法定公告掲載紙において、資金を公募した会社は法定公報（全国版）において、その旨の公示をしなければならない。法定公報（全国版）には、最初に掲載した法定公告掲載紙の紙名および発行地ならびにその発行日付を記載しなければならない。

②社債権者の償還の請求は、前項の掲載または最終掲載のときから3ヵ月の期間内にこれをしなければならない。

③会社は、償還を請求した各社債権者に対して、請求の日から30日以内に社債を償還しなければならない。

Déc. Art. 234.—Dans le cas prévu à l'article 321 de la loi sur les sociétés commerciales, la décision du conseil d'administration, du directoire ou des gérants de passer outre au refus d'approbation par l'assemblée générale des obligataires, est publiée dans le journal d'annonces légales dans lequel a été inséré l'avis de convocation de l'assemblée et, si la société fait publiquement appel à l'épargne, au Bulletin des annonces légales obligatoires. Cette dernière insertion mentionne le titre et le lieu de publication du journal d'annonces légales dans lequel a été effectuée la première insertion, ainsi que la date de celle-ci.

Le remboursement doit être demandé par l'obligataire, dans le délai de trois mois à compter de l'insertion ou de la dernière des insertions prévues à l'alinéa précédent.

La société doit rembourser les obligations dans le délai de trente jours à compter de la demande de chaque obligataire.

### 〔解 説〕

1. 起債会社の目的または形態の変更に関する提案が否決された場合の措置  
この場合には、起債会社の取締役会、董事会または業務執行者は、この決議を無視する旨を令第234条第1項にしたがい、所定の公告掲載紙に公示し、掲載のときか

## 社 債

ら3ヵ月以内に社債の償還を行うことを知らせなければならない。目的や形態を変更することは、担保を減少するに等しいから、起債会社は期限の利益を失うのだと解される (Ripert par Roblot, op. cit., p. 852)。各社債権者に償還請求権があり、起債会社は、請求の日から30日以内に償還しなければならない。

2. 総会を構成する社債権者の権利に優先する権利をあたえる社債の発行に関する提案が否決された場合の措置 この場合も上記1と同じであるが、この場合の優先権付とは、抵当権のような担保権付社債 (obligations hypothécaires) を指し、利率が有利とか、償還がより早いとかいうことを指すのではない (Ripert par Roblot, op. cit., p. 853)。

### 法第 321—1 条〔合併または分割の提案が承認されなかった場合の措置〕

(1967年9月28日命令第67—834号により追加) ①被吸収会社または分割会社の社債権者の特別総会が第313条第3号に定める提案のいずれかを承認しなかったとき、または定足数を欠き有効に審議することができなかったときは、起債会社の取締役会、董事会または業務執行者は、この事実を無視することができる。無視することを決定したときは、命令に定める条件にしたがって、これを公示しなければならない。

②前項の場合、社債権者は、吸収会社または分割出資を受入れた会社において、社債権者の資格を保有する。

③前2項の規定にかかわらず、社債権者の通常総会は、社債権者団体の代表者に合併または分割に対する異議申立のための代表権を与えることができる。異議申立の条件および効力については、第381条の定めるところによる。

Loi Art. 321-1.—(Ord. n° 67-834 du 28 sept. 1967.) Si l'assemblée

générale extraordinaire des obligataires de la société absorbée ou scindée n'a pas approuvé une des propositions visées au 3° de l'article 313 ou si elle n'a pu délibérer valablement faute du quorum requis, le conseil d'administration, le directoire ou les gérants de la société débitrice peuvent passer outre. La décision est publiée dans les conditions fixées par décret.

Les obligataires conservent alors leur qualité dans la société absorbante ou dans les sociétés bénéficiaires des apports résultant de la scission, selon le cas.

Toutefois, l'assemblée générale ordinaire des obligataires peut donner mandat aux représentants de la masse de former opposition à l'opération dans les conditions et sous les effets prévus à l'article 381.

**令第 234—1 条〔無視の決定の公示〕**

(1968年1月2日命令第 68—25 号により追加) 会社法第 321—1 条に定める取締役会、董事会または業務執行者のなす無視の決定は、命令第 234 条第 1 項に定める条件にしたがってこれを公示しなければならない。

Déc. Art. 234-1.—(Décr. n° 68-25 du 2 janv. 1968.) Dans les cas prévus à l'article 321-1 de la loi sur les sociétés commerciales, la décision du conseil d'administration, du directoire ou des gérants de passer outre est publiée dans les conditions prévues à l'article 234 (alinéa 1).

**〔解 説〕**

1. **本条新設の動機** 合併の場合、被吸収会社の社債権者に対して、請求次第、社債を償還する旨を申出たとき（法380条）、および、分割の場合、分割出資をする会社の社債権者に対して、請求に応じて社債を償還することにしたとき

## 社 債

(法 384 条)には、社債権者総会の承認を得られなくても、合併や分割を実施することができるというのが1966年会社法の規定であったが、この制度を実施した経験上、費用がかさむこと、したがって企業集中のための合併や企業再編成のための分割が円滑に行かなくなったため、1年後に改善されるに至ったものである (Ripert par Roblot, op. cit., p. 853)。

**2. 合併または分割の原案が否決された場合または定足数不足のため決議に至らなかった場合の措置** 被吸収会社(法 380 条)または分割出資会社(法 384 条)の社債権者総会の承認が得られなかった場合は、起債会社の取締役会等は、この事実を無視して、合併または分割の手続を進めることができる。無視する旨の決定は令第234条第1項に従って公示しなければならない(法 321-1 条 1 項, 令 234-1 条)。

この場合、起債会社は社債の償還を申出ることを要せず、被吸収会社の社債権者は吸収会社の社債権者たる資格を取得し、分割出資会社の社債権者は分割出資を受入れた会社の社債権者たる資格を取得する(法321-1 条 2 項)。

**3. 合併異議および分割異議** 起債会社の社債権者は、吸収会社または分割出資受入会社の社債権者たる資格を取得するものとされるにかかわらず、合併または分割に対する異議申立権を有するものとされ、通常総会において社債権者団体の代表者に異議申立のための代表権を授与し得るものとしている(法321-1 条 3 項)。異議申立の条件および効力については、法第 381 条の規定に従う(同上)。異議の申立があっても、合併または分割の手続の進行を停止する効力はない(法 381 条 4 項, 375 条)。

註 フランス会社法上の分割については、大野實雄・株式会社の分割と分割合併(昭和45年)参照。

## 法第 322 条〔会社による買入社債および償還済社債の失効〕

起債会社が買入れた社債および抽籤に当り償還された社債は、失効し、

再びこれを流通させることができない。

Loi Art. 322.—Les obligations rachetées par la société émettrice, ainsi que les obligations sorties au tirage et remboursées, sont annulées et ne peuvent être remises en circulation.

〔解 説〕

本条は新設規定である。従来は、起債会社が自己社債を取得しても混同を生じないものと解されていたため、取引所に上場されている社債の相場が下落したときに市場を通して買入れ、値上がりを待ってこれを売却するというような投機も可能であった。この弊害を改めるため、本条はとくに規定を設けて、自己社債および償還済みで会社が保有する既発債はすべて失効すること、したがって、これに質権を設定したり（法290条）、流通させることを禁止したものである。

法第 323 条〔社債の期限前償還の制限〕

発行契約に特別の定めがないかぎり、会社は、社債の期限前の償還を社債権者に強制することができない。

Loi Art. 323.—En l'absence de dispositions spéciales du contrat d'émission, la société ne peut imposer aux obligataires le remboursement anticipé des obligations.

〔解 説〕

期限の利益は債務者のためにあるという民法典第1187条の規定を根拠にして、金融市場の利率が低下したときに、社債を償還し、ついで、低利の社債を発行する事例が多かった。判例がこれを否定し、期限の利益は債権者と債務者の双方のためにあるとしたにもかかわらず（Req., 21 avril 1896, D. 96. 1. 484）、1935年8月28



## 社 債

日のデクレ・ロアが社債の期前償還を許した。1966年法は、発行契約に特別の定めがないかぎり、期前償還を禁止して社債権者の保護をはかったのである（Ripert par Roblot, op. cit., p. 835）。

### 法第 324 条〔合併または分割によらない解散の場合の社債の償還〕

会社がその存続期間の満了前に、合併または分割によらないで解散した場合には、社債権者の特別総会は、社債の償還を請求することができ、会社もまた償還を行なうことができる。

Loi Art. 324.—En cas de dissolution anticipée de la société, non provoquée par une fusion ou par une scission, l'assemblée générale extraordinaire des obligataires peut exiger le remboursement des obligations et la société peut l'imposer.

#### 〔解 説〕

定款の絶対的記載事項である会社の存続期間（法 2 条）が満了する前に、合併または分割によらないで、解散した場合には、清算を容易にするため（法 391 条以下）、各社債権者からの請求ではなく、社債権者の特別総会の決議にもとづく請求があったときに、社債の償還を行うことにしている。この場合は、償還期限前であっても、起債会社に償還権があることを明記している。

### 法第 325 条〔担保付社債の発行〕

特別の担保付社債を発行する場合には、その発行前に、会社は社債権者団体のために担保権を設定しなければならない。社債が引受けられたときは、担保が承認されたものとする。この承認は、登記を必要とする

担保権については登記の日まで、その他の担保権については設定の日まで遡るものとする。

Loi Art. 325.—En cas d'émission d'obligations assorties de sûretés particulières, celles-ci sont constituées par la société avant l'émission, pour le compte de la masse des obligataires. L'acceptation résulte du seul fait des souscriptions. Elle rétroagit à la date de l'inscription pour les sûretés soumises à inscription et à la date de leur constitution pour les autres sûretés.

〔解 説〕

無担保社債でも担保付社債でも、普通社債であれば、株主総会に発行権があるが、総会は社債の発行ならびにその実施方法を定めるについて必要な権限を取締役会等に授權することもできる（法286条、287条、157条5項）。

担保の設定は、社債発行後に行なわれる場合もあるが（法329条）、本条は発行前の担保設定に関するものである。担保の種類は3種に分類されるが、その点については法第284条、令第214条の解説を参照されたい。自己社債や金銭無尽を目的とする会社による保証はいずれも担保能力がない（法322条、330条）。

担保権者は社債権者団体であるけれども、未だ引受、発行がない段階で行なわれる担保権設定であるから、発行後、社債権者団体が成立することを停止条件として設定されるものであり、本条が、社債が引受けられたとき担保が承認されるものとみなす、と規定しているのは、その意味であろう。この承認は、登記を必要とする担保については、登記の日まで、その他の担保、たとえば他会社による保証等の担保については、その設定の日すなわち設定証書（法 327 条 1 項）の日付まで遡る効力がある。

公募の場合には発行条件を公示しなければならない（法289条、令211条2項15号）。

## 社 債

### 法第 326 条〔社債に対する担保の供与権限〕

前条に定める担保は、定款によりその権限を有する会社機関の授権にもとづいて、社長、董事会の代表者または業務執行者がこれを供与する。

Loi Art. 326.—Les garanties prévues à l'article précédent sont conférées par le président du conseil d'administration, le représentant du directoire ou le gérant, sur autorisation de l'organe social habilité à cet effet par les statuts.

#### 〔解 説〕

株主総会が社債の発行および担保の設定を認許するけれども（法157条5項）、現実にそれを実行することは社長等に委せるべきものであるから、定款をもって、取締役会等を指定し、それらの機関が社長等に授権して、担保設定の実務を担当させる（Mercadal et al., op. cit., p. 694）。

### 法第 327 条〔社債に対する担保権の設定方法およびその登記〕

①担保権の設定は、特別の証書をもってこれを行なわなければならない。この担保の公示手続は、形成中の社債権者団体のために、社債の引受前に完了しなければならない。

②社債の引受額は、引受の開始後6ヵ月以内に、会社の代表者が公正証書において確認しなければならない。

③担保権設定の登記およびその変更登記の手続については、命令をもってこれを定める。

④社債権者団体の代表者は、その責任において、登記事項の変更に関する規定が守られているか否かを監視しなければならない。

Loi Art. 327.—Les sûretés sont constituées dans un acte spécial.

Les formalités de publicité desdites sûretés doivent être accomplies avant toute souscription, pour le compte de la masse des obligataires en formation.

Dans le délai de six mois à compter de l'ouverture de la souscription, le résultat de celle-ci est constaté dans un acte authentique par le représentant de la société.

Les modalités de l'inscription et du renouvellement de l'inscription des sûretés sont déterminées par décret.

Les représentants de la masse veillent, sous leur responsabilité, à l'observation des dispositions relatives au renouvellement de l'inscription.

**令第 235 条 [担保権設定登記と引受に関する事項の記入、登記の抹消]**

発行済社債の総額引受があったこと、その一部が引受けられ、かつ、担保物件を引受額相当に減少したこと、または、引受の欠缺もしくは不足のため社債を発行しなかったことは、会社の申請にもとづき、会社法第 327 条第 2 項に規定する公正証書作成の日から 30 日以内に、担保権設定登記の欄外にこれを記入しなければならない。社債不発行の記入があるときは、登記の効力は消滅し、登記は抹消される。

Déc. Art. 235.—A la diligence de la société, et dans le délai de trente jours à compter de l'acte authentique visé à l'article 327, alinéa 2, de la loi sur les sociétés commerciales, il est fait mention en marge de l'inscription de la sûreté, soit de la souscription intégrale, soit de la souscription partielle des obligations émises et de la réduction des effets de la sûreté au montant effectivement souscrit, soit de la non-réalisation de l'émission pour défaut ou insuffisance de souscription. Cette dernière mention fait cesser les effets de l'inscription et entraîne sa radiation définitive.

**令第 236 条 [変更登記の申請者、手続費用]**

## 社 債

登記事項の変更登記手続は、会社がその費用を負担し、社長、董事会または業務執行者の責任においてこれを行なわなければならない。

Déc. Art. 236.—Le renouvellement de l'inscription prise est effectué aux frais de la société, sous la responsabilité du président du conseil d'administration, du directoire ou des gérants, selon le cas.

### 〔解 説〕

1. **担保権設定証書** 担保権の設定は、意思表示だけではならず、必ず特別の証書によって行なわなければならない。そして、社債の引受前に、形成過程にある社債権者団体のために、その公示をしなければならない。不動産担保の場合は登記を、その他の場合は、社債券に記載して公示するものと解する(令214条11号)。

2. **引受の確認** 起債会社の代表者は引受開始後6ヶ月の期間内に引受額を公正証書で確認しなければならない(法327条2項)。社債の引受は、株式のように、申込証(bulletin de souscription)によることを要しないが、公募の場合は、これに類似した簡単な申込書にサインさせているのが実情のようである。申込と同時に全額払込まれるが、払込先は銀行であるのが普通である。

3. **設定登記の欄外記入事項** 起債会社は前項の公正証書作成の日から30日以内に、つぎの事項を設定登記の欄外に記入する手続をとらなければならない。

①総額の引受があったこと

②一部引受があったこと、および、その限度まで担保物件を減少したこと

③引受の不足または欠缺のため社債を発行しなかったこと この場合は、設定登記の効力は消滅し、登記は抹消されることになる。

4. **総額引受と一部引受** 総額引受を要とする説(Ripert par Roblot, op. cit., p. 831)と社債発行契約において、引受があった限度まで発行額を減少する旨の約定があれば有効とする説(Mercadal et al., op. cit., p. 694)とがあるが、令第235条は後説と同じ立場の規定である。

5. **変更登記義務と登記監視義務** 以上の変更登記手続は、起債会社の社

長等が、会社の費用をもって、これを行なう義務があり（令236条）、一方、社債権者団体の代表者は、登記事項の変更に関する規定が守られているか否かを監視する義務を負う（法327条4項）。

(3) 抹消登記の申請義務者は、社債権者団体の代表者であり、代表者だけが申請することができる（令237条1項）。ただし、抽せん、買入れのような通常の償却（amortissement normal）の場合には、代表者は一部抹消登記を申請する義務を負わない（令237条4項）。また、社債の引受が一部に止まったため、担保物件を引受額相当に減少した旨の欄外記入がなされた場合には、一部抹消登記を申請する義務はなく、引受の欠缺または不足のため社債不発行の旨の欄外記入があるときは、登記は失効し職権で抹消されるから、抹消の申請をするには及ばない（令237条1項、235条）。

#### 法第 328 条〔社債に対する担保権設定登記の抹消〕

担保権設定登記の抹消は、命令に定める条件にしたがってこれを行わなければならない。

Loi Art. 328.—La mainlevée des inscriptions intervient dans les conditions déterminées par décret.

#### 令第 237 条〔抹消登記の申請者〕

① 令第 235 条に規定する担保物件の減少または登記の抹消の場合を除き、登記の抹消は、当該社債権者団体の代表者がこれを申請しなければならない。

② 社債権者団体の代表者は、裁判所の認可を得た社債権者特別総会の決定にもとづき申請の権限を付与された場合には、社債の償還を確認しなくても、登記の抹消を申請することができる。

③ 前項の場合を除き、登記の全部または一部の抹消は、社債が償還されたとき

## 社 債

または担保を解除すべき財産の譲渡代金の全額が社債権者団体の代表者に支払われたときにかぎり、当該代表者がこれを申請することができる。

④抽籤または買入による通常の社債償還の場合には、社債権者団体の代表者は、担保の一部抹消を申請する義務を負わない。

Déc. Art. 237.—Hors les cas de réduction ou de radiation définitive prévue à l'article 235, la mainlevée des inscriptions doit émaner des représentants de la masse intéressée.

Les représentants de la masse peuvent donner mainlevée des inscriptions, même sans constatation de remboursement de l'emprunt, s'ils ont été habilités à cet effet par une décision dûment homologuée de l'assemblée générale extraordinaire des obligataires.

Hors le cas prévu à l'alinéa précédent, la mainlevée totale ou partielle des inscriptions ne peut être donnée par les représentants de la masse, qu'au cas de remboursement ou de versement entre leurs mains de l'intégralité du prix d'aliénation des biens à dégrever.

Les représentants de la masse ne sont pas tenus de donner mainlevée partielle des garanties, en cas d'amortissement normal par tirage au sort ou rachat des obligations.

### 〔解 説〕

本条は社債のために設定された担保権の設定登記の抹消手続については、すべて命令の定め譲っている。令第237条によれば、以下のとおりである。

(1) 登記の全部を抹消する場合は、社債の全額が償還されたとき、起債会社が担保物件を他に譲渡し、その代金の全額が社債権者団体の代表者に支払われ、その結果、担保を解除すべきこととなったとき（令237条3項）、または、社債権者の特別総会が担保不要の決議をなし、この決議が裁判所で認可されたときであり、この場合には、社債が償還されたか否かを確認することを要しない（令237条2項）。

(2) 登記の一部抹消すなわち変更の場合は、社債の一部が償還されたとき、または、担保物件の譲渡代金が担保物件の一部を解除すべきこととなったときである

(令237条3項)。

### 法第 329 条〔社債発行後における担保の設定〕

社債発行後の担保の設定は、定款により権限を付与されている会社機関の授権にもとづき、社長、董事会代表者または業務執行者がこれを行なう。この担保設定には、社債権者団体の代表者の承諾を得なければならない。

Loi Art. 329.—Les garanties constituées postérieurement à l'émission des obligations sont conférées par le président du conseil d'administration, le représentant du directoire ou le gérant, sur autorisation de l'organe social habilité à cet effet par les statuts; elles sont acceptées par le représentant de la masse.

#### 〔解説〕

社債発行後に、つまり、債権の発生後に担保権を設定する場合の規定であり、この場合には、担保の設定について社債権者団体の代表者の承諾を得ることを要件としている。起債会社の定款に別段の定め、たとえば、株主総会の特別決議をもって担保権設定の機関を定める旨の定めがある場合を除き、株主総会の通常決議をもって、担保権設定を取締役に認許することができるから、取締役会は、その実行の権限を社長等に授権し、社長等が具体的に担保権設定の事務を執行するのである(法157条5項参照)。

### 法第 330 条〔金銭無尽会社が担保する社債の発行禁止〕

金銭の無尽を目的とする会社によって担保される社債の発行は、これ



社 債

を禁止する。

Loi Art. 330.—L'émission d'obligations, dont le remboursement est garanti par une société de capitalisation, est interdite.

〔解 説〕

金銭無尽会社が行ない得る経済活動は、保険法典のR第321—4条第1項により許されている無尽業に限定されているため、金銭無尽会社が他の会社の社債の償還を担保することも許されない。本条はその点を明確にしたものである。

**法第 331 条**〔清算整理の場合等の会社代表〕

会社の清算整理または更生整理の場合には、社債権者団体の代表者が当該会社を代表する。

Loi Art. 331.—En cas de faillite ou de règlement judiciaire de la société, les représentants de la masse sont habilités à agir au nom de celle-ci.

**令第 238 条**〔清算整理等の場合における社債権者に対する通知〕

起債会社の更生整理または清算整理の場合においては、社債権者に対する通知および社債権者集会への招集通知は、商事裁判所書記官および更生管財人または清算管財人から、社債権者団体の代表者に宛ててこれを行なわなければならない。

Déc. Art. 238.—En cas de règlement judiciaire ou de faillite de la société débitrice, les avis et convocation destinés aux obligataires sont adressés aux représentant de la masse par le greffier du tribunal de commerce et l'administrateur au règlement judiciaire ou le syndic de la faillite.

## 〔解 説〕

起債会社の支払停止により清算整理または更生整理の手続が開始したときは、起債会社は財産の管理、処分の権利を失い、清算整理の場合には、取締役等経営の指揮者は経営権を失い、更生整理の場合には、更生管財人の助力がなくては経済活動を行うことが許されない（1967年7月13日の法律15条1項、14条1項）。このような理由から、社債権者団体の代表者が債務者の立場にある起債会社を代表するものとした。ただし、この場合においても、社債権者総会の機能と任務とは終了するものではないから（法337条）、代表者が起債会社を代表して行為するときには、社債権者総会の議を経て行わなければならない。清算整理または更生整理の手続が開始すると、起債会社の債務は期限の利益を失うことになって（1967年7月13日の法律37条1項）、社債権者は社債の償還を請求し得ることになるから、代表者が債権の届出をなし、償還を請求するには、社債権者の総会の議を経ることを要するのは当然である。

社債権者団体の代表者が起債会社を代表することになった以上、商事裁判所の書記官ならびに清算整理または更生整理の管財人（syndic）から社債権者に対して発する諸通知および債権者集会の招集通知は、すべて社債権者団体の代表者宛になされることを要する。

法第331条および令第238条には、破産 *faillite* の文字が用いられているけれども、会社法の公布後に制定公布された1967年7月13日の更生整理、清算整理、個人破産および破産犯罪（*banqueroute*）に関する法律により、会社法において用いられている *faillite* は清算整理 *liquidation des biens* と読み替えなければならない。会社法第336条の場合も同様である。

日本の商法には本条のような規定がないため、起債会社が会社更生法上の更生会社となった場合には、社債権者各自が更生債権者として自ら債権の届出をして議決権を行使するか、それとも受託会社をして総社債権者に代り一切の行為をなさしめることができるかという問題について、松田博士は、商法第319条の社債権者の利害に重大な関係のある事項に該当するものと解して、社債権者集会を開き、受託

## 社 債

会社に一切の行為をなさしめる旨の決議をなし、裁判所の認可を得て、受託会社にフランス法の社債権者団体の代表者と似た地位をあたえる方法があることを提唱され、会社更生法第 161 条第 1 項には、担保附社債信託法上の受託会社は、社債権者集会の決議があれば、総社債権者のために一切の行為をなしうる旨の規定があることと対比されている（松田二郎・会社更生法（新版）253頁以下）。

### 法第 332 条〔社債権者団体代表者による清算整理手続等への加入〕

社債権者団体の代表者は、当該団体に属する総社債権者のために、かつ、流通している社債の元本に、清算管財人または更生管財人が作成した計算書にもとづく支払期到来後未払となっている利札の見積額を加算した金額について、会社の清算整理または更生整理の手続に加入しなければならない。代表者がこの加入をなすには、委任者の証券を提示することを要しない。

Loi Art. 332.—Les représentants de la masse produisent à la faillite ou au règlement judiciaire de la société pour tous les obligataires de cette masse et pour le montant en principal des obligations restant en circulation, augmenté pour mémoire des coupons d'intérêts échus et non payés, dont le décompte sera établi par le syndic ou l'administrateur au règlement judiciaire. Ils ne sont pas tenus de fournir les titres de leurs mandants, à l'appui de cette production.

### 〔解 説〕

社債権者団体の代表者は、総社債権者のため、つぎの①および②の債権金額について、清算整理手続または更生整理手続に加入しなければならない。加入は清算または更生手続の開始を命ずる裁判がなされた日から 2 週間以内に行なわなけれ

ばならない（1967年7月13日の法律40条）。

①流通している社債の元本。

②支払期到来後未払になっている利札の見積額。この金額は、清算管財人または更生管財人が作成した計算書に基く。

代表者がこの加入を行なう場合、委任者（社債権者）の証券（社債券または利札）を提示することを要しない。

### 法第 333 条〔裁判所の指名する受任者による清算整理手続等への加入〕

商法典第 509 条（1967年12月22日命令第 67—1120 号第 47 条）の定める期間内に社債権者団体の代表者による加入がなかったときは、裁判所は、清算管財人の申請にもとづき、清算整理手続において社債権者団体を代表し、かつ、債権を届出するための受任者を指名する決定をしなければならない。

Loi Art. 333.—A défaut de production par les représentants de la masse, dans le délai prévu à l'article 509 du Code de commerce [Décr. n° 67-1120 du 22 déc. 1967, art. 47], une décision de justice désigne, à la demande du syndic, un mandataire chargé d'assurer la représentation de la masse dans les opérations de la faillite et d'en produire la créance.

#### 《参照条文》

#### 1967年12月22日の命令第67—1120号第47条〔債権を届出ない者に対する処置〕

①債権表に掲げられた債権者で、更生整理または清算整理を宣告した判決の日から2週間以内にその債権の届出をしなかった者に対しては、この期間が経過したとき、その債権の証書および要約した計算書を提出するように催告しなければならない。

## 社 債

②前項の催告は、管財人から、無担保債権者に対しては通常郵便により、担保付債権者に対しては書留郵便により、選定住所がある場合はそこに宛てて、これを発することを要し、なお、管財人は、催告した事項を法定の公告掲載紙に掲載させ、かつ、それが最初に掲載された法定公告掲載紙の番号を示した要約記事を民商事公報に掲載させなければならない。

③民商事公報に掲載された日から2週間以内に債権証書およびその要約計算書を提出しなければならない。この期間には、フランス本土外に居住する債権者に対しては、2週間を附加する。

Art. 47.—(Décret n° 67—1120 du 22 décembre 1967)

Les créanciers inscrits au bilan, qui n'ont pas produit leurs créances dans la quinzaine du jugement prononçant le règlement judiciaire ou la liquidation des biens sont, à l'expiration de ce délai, avertis d'avoir à remettre leurs titres et le bordereau récapitulatif.

Cet avertissement est donné par le syndic, aux créanciers chirographaires par lettre ordinaire, aux créanciers privilégiés par lettre recommandée, adressée, s'il y a lieu, à domicile élu; outre cet avertissement, le syndic fait insérer un avis dans un journal d'annonces légales et fait procéder à une insertion sommaire au Bulletin officiel des annonces civiles et commerciales contenant l'indication du numéro du journal d'annonces légale dans lequel a été faite la première insertion.

La remise des titres et du bordereau récapitulatif doit être faite dans la quinzaine de l'insertion au Bulletin officiel des annonces civiles et commerciales; ce délai est augmenté de quinze jours pour les créanciers domiciliés hors de la France métropolitaine.

### 令第239条〔商事裁判所が指名する社債権者団体の代表者〕

①会社法第333条に規定された場合に社債権者団体を代表する受任者は、申請にもとづき商事裁判所長がこれを指名する。

②前項の受任者は、指名された日から2週間内に社債権者団体の債権を届出で

なければならない。

Déc. Art. 239.—Le mandataire chargé d'assurer la représentation de la masse dans le cas prévu à l'article 333 de la loi sur les sociétés commerciales, est désigné par le président du tribunal de commerce, statuant sur requête.

Il doit produire la créance de la masse, dans le délai de quinze jours à compter de sa désignation.

#### 令第 240 条〔破産債権者集会の場合の無記名社債券の提出〕

①清算整理手続において社債権者総会が開かれる場合には、無記名社債券は、受命判事が定めた期間内に、これを清算管財人に提出しなければならない。社債権者の代表者は、受命判事が定める方式にしたがって、この期間を社債権者に知らせなければならない。

②（1983年5月2日命令第83—363号により改正）《1983年5月2日の命令第83—359号の規定にしたがって登録された証券については、口座登録証明書を前項に定める手続にしたがって提出しなければならない。》

Déc. Art. 240.—En cas d'union, les obligations au porteur sont déposées entre les mains du syndic de la faillite dans le délai imparti par le juge commissaire. Le représentant de la masse porte ce délai à la connaissance des obligataires, dans les formes fixées par le juge commissaire.

(Décr. n° 83—363 du 2 mai 1983) 《Lorsqu'il s'agit de titres inscrits en compte conformément aux dispositions du décret n° 83—359 du 2 mai 1983, les certificats d'inscription en compte sont déposés comme prévu à l'alinéa précédent.》

#### 令第 241 条〔配当の支払方法〕

①強制和議において合意された配当および債権者集会において割当てられた配当の分配は、各社債権者に対して直接に支払わなければならない。

## 社 債

②社債権者が前条に定める期間内に社債券を提出しなかった場合に関しては、商法典第 519 条の規定に従う。

Déc. Art. 241.—La répartition des dividendes convenus dans le concordat ou versés en cas d'union, est effectuée par paiement direct à chaque obligataire.

Si l'obligataire n'a pas déposé ses titres dans le délai prévu à l'article précédent, les dispositions de l'article 519 du Code de commerce seront suivies.

### 《参照条文》

**商法典旧第 519 条 (1967 年 7 月 13 日法律第 67—563 号により廃止) [債権の届出を怠った者の異議申立]**

①期間内に債権の届出をしなかった者は、配当に加入することができない。ただし、利子を含めて分配が終了するまでは、自己の費用をもって異議の申立をすることができる。

②異議の申立は、受命判事が決定した分配の実施を停止する効力を生じない。ただし、新たな配当が行なわれる場合には、裁判所が仮りに決定しかつ異議に関する判決あるまで留保される金額について配当に加入することができる。

Ancien art. 519. (Code de commerce)—A défaut de production dans les délais, les defaillants ne sont pas compris dans les répartitions à faire; toutefois, la voie de l'opposition leur est ouverte jusqu'à la distribution des deniers inclusivement, les frais de l'opposition demeurant à leur charges.

Leur opposition ne peut suspendre l'exécution des répartitions ordonnées par le juge-commissaire; mais, s'il est procédé à des répartitions nouvelles, ils sont compris pour la somme qui sera provisoirement déterminée par le tribunal et qui sera tenue en réserve jusqu'au jugement de leur opposition.

**1967年7月13日法律第67—563号第41条〔届出を怠った債権者の権利〕**

①期間内に債権の届出をしなかった者は、届出をしなかったことが自己の行為にもとづくものではないことを証明して裁判所から失権の解除を受けない限り、分配および配当に加入することができない。この場合、届出を怠った者は、将来の分配または配当に限り加入することができる。

②更生整理の場合において、かつ、強制和議による最終期限までに債権の届出をせず、かつ、財産状態の好転による復活条項がなかったときは、当該債権は消滅する。

③和議集会までは、届出をしなかったことをもって、賃金先取特権を有する債権者に対抗することができない。

Art. 41.—(Loi n° 67—563 du 13 juillet 1967).

A défaut de production dans les délais, les défallants ne sont pas admis dans les répartitions et dividendes à moins que le tribunal ne les relève de leur forclusion s'il établissent que leur défaillance n'est pas due à leur fait. En ce cas, ils ne peuvent concourir que pour la distribution des répartitions ou des dividendes à venir.

En cas de règlement judiciaires et à défaut de production avant la dernière échéance concordataire et sauf clause de retour à meilleure fortune, les créances sont éteintes.

Jusqu'à l'assemblée concordataire, le défaut de production ne peut être opposé aux créanciers privilégiés de salaires.

**1967年12月22日命令第67—1120号第58条〔裁判所による失権解除〕**

1967年7月13日法律第41条により、裁判所が期間内に債権の届出をしなかった債権者の失権を解除したときは、書記官は債権表にその旨を記入することを要し、届出を怠った者は、失権解除手続に要した費用の全額を負担しなければならない。

Art. 58.—(Décret n° 67—1120 du 22 décembre 1967)



## 社 債

Si en application de l'article 41 de la loi du 13 juillet 1967, le tribunal relève de leur déchéance les créanciers n'ayant pas produit dans les délais, mention en est portée par le greffier sur l'état des créances et les frais de l'instance en relevé de déchéance doivent être entièrement supportés par les créanciers défallants.

### 〔解 説〕

商法典第509条は会社法施行後の1967年7月13日の法律第67—563号によって廃止され、更生整理、清算整理および個人破産 (*règlement judiciaire, liquidation des biens et faillite personnelle*) に関する1967年12月22日の命令第47条に置き換えられている。社債権者団体の代表者が同命令第47条所定の期間すなわち裁判所が更生整理または清算整理を宣告した判決の日から2週間内に、起債会社の清算整理手続または更生整理手続に加入しなかった場合には、管財人の申請に基づいて商事裁判所長は、社債権者を代表し、かつ、債権の届出をなすべき受任者を指名しなければならない (令239条1項)。これは、社債権者が個々に手続に加入することが認められていないからである (Hémard et al., *op. cit.*, p. 142)。商事裁判所長から指名された受任者は、指名された日から2週間内に、社債権者団体の債権を届出でなければならない (令239条1項)。

各社債権者は個々に手続に加入することを認められていないから、代表者が加入手続をしなかったときは、各自の権利の主張が不可能になる。したがって、管財人は、これらの者に対して、債権証書 (社債券) および要約した計算書を提出するように催告しなければならない (1967年12月22日の命令47条1項)。この催告は、無担保債権者に対しては通常郵便により、担保権を有する債権者には書留郵便をもって発することを要し、選定住所がある場合は、そこに宛てて発することを要する。管財人は、なお、法定の公告掲載紙に催告事項を掲載させ、同紙の番号を付した要約記事を民商事公報にも掲載させなければならない (同条2項)。各社債権者は民商事公報に要約記事が掲載された日から2週間内に、債権証書とその要約計算書を管財人に提出しなければならない。フランス本土外に居住する債権者に対する

附加期間は 2 週間である（同条 3 項）。ユーロ債の所持人などに対する配慮と思われる。

清算整理手続において社債権者の総会を開く場合には、無記名社債券を管財人に提出しなければならないが（令 240 条 1 項）、無記名社債券が振替決済勘定に登録された証券であるときは、登録証明書を提出しなければならない（令 240 条 2 項）。

〔注〕 フランスの倒産立法は商法典制定以後いくたびかの改正を経てきた。当初は商法典第 3 編破産および法定清算（*faillites et règlements judiciaires*）というタイトルで第 437 条ないし第 583 条、第 604 条ないし第 614 条に規定されていたのであったが、1955 年 5 月 20 日のデクレによって全面的に廃止され、このデクレの第 1 条ないし第 181 条に置き換えられたのであったが、その全文が、1958 年 12 月 23 日のオルドナンスによって、商法典第 437 条ないし第 614 条、第 614—1 条ないし第 614—3 条となり、同時に商法典第 584 条ないし第 603 条に代えて、第 614—4 条ないし第 614—26 条（詐欺破産、破産犯罪 *banqueroute* に関する規定）が設けられた。しかし、1966 年の会社法制定の翌年に至り、商法典第 437 条ないし第 614—26 条が全廃され、現行の更生整理、清算整理、個人破産および破産犯罪に関する 1967 年 7 月 13 日の法律第 67—563 号となったのである。なお、重要な附属法令として、

- (1) 同法施行令（1967 年 12 月 22 日のデクレ）
- (2) 企業の更生を促進するための 1967 年 9 月 23 日のオルドナンス
- (3) 同じ趣旨の 1967 年 12 月 31 日のデクレ第 67—1255 号

等が制定されている。

### 法第 334 条〔債権者集会の議決〕

①社債権者団体の代表者にかぎり、債権者集会の議決に加わることができる。

②定足数および多数決の計算は、知れたる社債権者の有する議決権の数および流通している各社債の金額に期限到来後未払になっている利息を加算した額にもとづいてこれを行なう。

## 社 債

Loi Art. 334.—Les représentants de la masse peuvent seuls prendre part au vote dans les assemblées de créanciers.

Le quorum et les majorités sont calculés en tenant compte des voix de chacun des obligataires connus et du montant de chacune des obligations restant en circulation augmenté des intérêts échus et non payés.

### 〔解 説〕

更生整理中または清算整理中の起債会社の債権者集会に出席し、議決権を行使することができる者は、社債権者団体の代表者に限られる。

定足数および多数決の計算は独特の二重過半数制 (double majorité) による。すなわち

①債権額に関係なく、各社債権者1人1票としての過半数。

②流通している社債の金額に、期限到来後未払になっている利息を加算した金額の3分の2の多数。

代表者は法第335条に従い、社債権者総会の意見に従って、議決権を行使しなければならないから、この総会において二重過半数制による多数決で決ったところに従って議決権を行使することになる。

### 法第335条〔清算整理の場合等の債権者集会における社債権者団体代表者の議決権行使〕

商法典第556条および第595条に定める債権者集会においては、社債権者団体の代表者は、そのために招集された社債権者の通常総会によって定められた意見にしたがって、議決権を行使しなければならない。

Loi Art. 335.—Dans les assemblées de créanciers prévues aux articles 556 et 595 du Code de commerce, les représentants de la

masse sont tenus de voter dans le sens défini par l'assemblée générale ordinaire des obligataires, convoquée à cet effet.

《参照条文》

商法典第556条（1967年7月13日法律第67—563号により廃止，同法律第67条となる）

1967年7月13日法律第67—563号第67条〔和議の提供〕

①債権者が確定したときは，更生整理手続中の債務者は，遅滞なく，債権者集会に対して，和議の提供をしなければならない。

②受命判事が本法第42条にしたがって確定した債権表に記載されている債権者は，自らまたは代理人により，債権者集会の審議に参加することができる。

③債権者が有する先取特権または抵当権についてのみ争いがあるときは，この債権者は，通常債権者の資格で債権者集会の審議に参加することができる。

Art. 67.— (Loi n° 67—563 du 13 juillet 1967) Dès que l'état des créances a été arrêté, le débiteur en règlement judiciaire dépose ses offres de concordat en vue de l'assemblée des créanciers.

Peuvent participer aux délibérations, en personne ou par fondé de pouvoir, les créanciers figurant sur l'état des créances arrêté par le juge commissaire conformément à l'article 42.

Le créancier, dont le privilège ou l'hypothèque seulement est contesté, est admis dans les délibérations en qualité de créancier ordinaire.

商法典第595条（前同法律により廃止，1967年12月22日命令第67—1120号第89条第1項および第94条第1項となる）

1967年12月22日命令第67—1120号第89条第1項〔債権者集会の解散〕

①清算整理が，積極財産の不足による終了判決または消極財産の消滅による終了判決の対象とならず，かつ，その手続が終了したときは，管財人は，債務者立会のもとに，または書記官から書留郵便をもって適式に債務者を呼出したうえ，

## 社 債

受命判事に計算報告をすることを要し、受命判事は調書によって債権者集会の解散を確定しなければならない。

Art. 89.—(Décret n° 67—1120 du 22 décembre 1967) Lorsque les opérations de la liquidation des biens n'auront pas, au préalable, fait l'objet d'un jugement de clôture pour insuffisance d'actif, ou de clôture pour extinction du passif et lorsque ces opérations seront terminées, le syndic, le débiteur présent ou dûment appelé par lettre recommandée par le greffier, rend ses comptes au juge-commissaire qui, par procès-verbal, constate la dissolution de l'union.

### 1967年12月22日命令第67—1120号第94条第1項〔計算書の提出〕

①管財人は、本命令第89条の規定にしたがうほか、清算整理手続終了のときから3ヵ月内に計算書を書記局に提出しなければならない。

Art. 94.— (Décret n° 67—1120 du 22 décembre 1967) Sous réserve des dispositions de l'article 89, le syndic dépose ses comptes au greffe dans les trois mois de la clôture des opérations de liquidation des biens.

### 〔解 説〕

起債会社について更生整理手続が開始し、債権者が確定したときは、起債会社は遅滞なく債権者集会に対して和議 (concordat) の提供をしなければならない (1967年7月13日の法律67条1項)。社債権者団体の代表者は債権者集会に出席して議決権を行使する任務を負うが、議決権行使に当っては、その前に社債権者総会がこれに関して決定した意見に従わなければならない。和議集会 (assemblée concordataire) が和議を可決したときは、その席で公正証書に署名し、それを議事録に編綴する。和議を認可 (homologation) する裁判所の判決があると更生整理手続は終了する。この判決には既判力があり、債権者と債務者の双方がこれに拘束される。従って、和議の内容が支払延期または猶予であるときは、担保附社債権者

はこの期間経過後でなければ権利を実行することができない（1967年7月13日の法律71条、69条）。

起債会社について清算整理手続が開始された場合、この手続はつぎの事由によって終了する。

(1) 積極財産の不足による終了 この場合には、裁判所が、利害関係人、管財人等の請求に基いて、または職権を以て、清算手続終了の裁判をする（前同法律91条1項）。このときから、社債権者団体の代表者は、社債権者の権利行使を回復する（同条2項）。回復するという意味は、1967年7月13日の法律第35条第1項が、更生整理または清算整理を宣告する裁判がなされたときは、債務者の動産、不動産に対する個別的追及を停止する旨を規定しているためである。代表者が社債権者の権利行使を回復するといっても、個々の社債権者が個別に権利行使をすることは認められないから（*Mercadal et al., op. cit., p. 725*）、結局、代表者が社債権者のために権利を行使することになる。社債権者以外の債権者は個々に権利を行使することができるが、すべての債権者間の公平をはかり、個別的に支払いを受けることを防止するために、この段階においても、管財人が手続に介入しうるものと解される（*Ripert par Roblot, op. cit., t. II, 1973, p. 818*）。

(2) 消極財産の消滅による終了 清算整理および更生整理に共通する終了事由である。債務者、管財人、債権者等の請求に基き、または、裁判所が職権をもってこの裁判を行う。その結果、債務者は手続開始前の地位を回復する（*Ripert par Roblot, op. cit., p. 822*）。終了の裁判は、債権表（*état de créances*）に照らして行われる（1967年12月22日の命令93条）、債権者は支払停止以後3年分の法定利率による利息の支払を請求することができる（前掲1967年法93条2項）。

(3) その他の事由に基く終了 起債会社の清算整理手続が開始すると同時に、その債権者は当然に債権者団体（*union*）を構成するものとされる（前掲1967年法80条）。清算が終了したときは、担当の受命判事（*juge commissaire*）は債権者集会において終了調書を作成し、かつ、その公示手続を採る（1967年12月22日の命令第67—1120号89条）。終了の裁判も同様に公示される（同命令88条）。債権者は裁判

## 社 債

所長に申請して、債権の存在確認、債権者集会の解散、支払の命令を記した書面 (ordonnance) の交付ならびに裁判所書記官による執行文の付与をうけることができる (同命令90条)。

和議集会の場合と同様に、この場合の債権者集会において、社債権者団体の代表者が議決権を行使するには、あらかじめなされた社債権者集会の決定に従わなければならない。裁判所から指名された受任者が出席するときも同様である (Mercadal et al., op. cit., p. 724)。

### 法第 336 条〔整理手続中の代表により生じた費用の負担〕

会社の清算整理または更生整理の手続中に社債権者を代表することから生じた費用は、会社の負担とし、かつ、管財人費用とする。

Loi Art. 336.—Les frais entraînés par la représentation des obligataires au cours de la procédure de faillite ou de règlement judiciaire de la société, incombent à celle-ci et sont considérés comme frais du syndic.

### 〔解 説〕

本条に破産 (faillite) とあるのは、清算整理 (liquidation des biens) のことである (Hémard et al., op. cit., p. 142; Mercadal et al., op. cit., p. 725)。社債権者団体の代表者が代表のため支出した費用は起債会社が負担すべく、この費用は管財人費用となり、先取特権が与えられる (Mercadal et al., *ibid.*)。

### 法第 337 条〔清算整理等と社債権者総会との関係〕

会社の清算整理または更生整理は、社債権者総会の機能および任務を

終了させるものではない。

Loi Art. 337.—La faillite ou le règlement judiciaire de la société ne met pas fin au fonctionnement et au rôle de l'assemblée générale des obligataires.

〔解 説〕

起債会社の更生整理または清算整理の手續中であっても、社債権者総会は和議の提供について審議する必要があるために、その任務と機能は終了しないことを明らかにした規定である。

**法第 338 条〔積極財産の不足による清算整理等の終了と社債権者の権利の行使〕**

積極財産の不足により清算整理または更生整理手續が終了した場合には、社債権者団体の代表者または裁判所の指名による受任者が、社債権者の権利行使を回復する。

Loi Art. 338.—En cas de clôture pour insuffisance d'actif, le représentant de la masse ou le mandataire de justice désigné, recouvre l'exercice des droits des obligataires.

〔解 説〕

起債会社の更生整理または清算整理の手續進行中に、積極財産不足のため無事に手續を終了させることができない場合は、債権者の請求に基き、または、裁判所の職権を以て、手續を終了させる旨の判決を言渡すことができる（1967年7月13日の法律91条1項）。これによって、清算整理開始当初構成された債権者集会（union、



## 社 債

同法80条1項)は、法律上当然に解散するが(同法90条1項)、社債権者団体は解散しない。法第335条の解説で記したように、その代表者が社債権者の権利行使を回復することになる。

### 法第339条〔社債権者総会に関する規定の適用除外〕

発行契約に反対の条項がないかぎり、発行する債券が法律上特別の制度にしたがう会社、ならびに、国、県、市町村または公共事業体が保証する債券および(1967年7月12日法律第67—559号により改正)《フランス国籍の会社が外国において発行する債券》については、第293条ないし第318条、第320条、第321条、第324条ないし第329条および第331条ないし第338条の規定を適用しない。

Loi Art. 339.—Sauf clause contraire du contrat d'émission, les dispositions des articles 293 à 318, 320, 321, 324 à 329 et 331 à 338 ne sont pas applicables aux sociétés dont les emprunts sont soumis à un régime légal spécial, ni aux emprunts garantis par l'État, les départements, les communes ou les établissements publics, (L. n° 67-559 du 12 juill. 1967) «ni aux emprunts émis à l'étranger par des sociétés françaises.»

### 〔解 説〕

発行する債券が法律上特別の制度に従う会社により発行される社債とは、不動産銀行(Crédit foncier)、復興金融公庫(Crédit national)、エネルギー金融公庫(Caisse national de l'énergie)などが発行する社債などをいう(令214条2項を参照)。本条によれば、これらの金融債のみならず、国や地方公共団体が保証する債券ならびにフランス国籍の会社が外国で発行する債券については、社債権者の共通の利益を保護するための制度である社債権者団体の総会に関する規定は適用が

## 第 339 条

ない。すなわち、金融債については特別な措置が講じられており、国等の保証がある債券については、それ自体で社債権者の保護は十分である。また、フランスの会社が外国で社債を発行する場合は、当該外国法に従うことを要し、当該外国法がフランス法のような社債権者団体を規定しているとは限らないから、この場合は渉外法的考慮により、社債権者総会に関する規定の適用がないのである。

(1) 本条に列挙されている社債に関しては、社債権者の総会に関するつぎの各規定を除外した。

- ①法第239条ないし第318条（社債権者団体とその法人格，社債権者団体の代表者，その権限，報酬，社債権者総会）
- ②法第320条（社債権者総会招集費等の負担関係）
- ③法第321条（社債契約の変更に関する提案が承認されなかった場合の措置）。法第321—1条も含むものと解する。
- ④法第324条ないし第329条（合併，分割によらない解散の場合の社債の償還，社債の担保，社債発行後における担保権の設定）
- ⑤法第331条ないし第338条（清算整理または更生整理の場合における起債会社の代表，債権者集会における表決，清算整理または更生整理と社債権者総会の関係）

(2) 適用される規定は、つぎの各条である。

- ①法第 319 条（社債権者単独の監督権および閲覧権の否定）
- ②法第 322 条（会社による買入れ社債等の失効）
- ③法第 323 条（期限前の償還の制限）
- ④法第 330 条（金銭無尽会社が担保する社債の発行禁止）。

〔大野實雄〕